

## 平成30年第2回中頓別町議会定例会会議録

### ○議事日程（第1号）

平成30年6月14日（木曜日） 午前 9時30分開会

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 議会運営委員会報告
- 第 3 会期の決定
- 第 4 諸般の報告
- 第 5 行政報告
- 第 6 報告第 1号 平成29年度中頓別町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 第 7 報告第 2号 中頓別観光開発株式会社の経営状況報告について
- 第 8 報告第 3号 有限会社中頓別振興公社の経営状況報告について
- 第 9 同意第 1号 中頓別町教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについて
- 第10 同意第 2号 中頓別町監査委員の選任につき同意を求めることについて
- 第11 一般質問
- 第12 議案第46号 中頓別町奨学金等償還支援基金条例の制定について
- 第13 議案第50号 平成30年度中頓別町一般会計補正予算
- 第14 議案第51号 平成30年度中頓別町国民健康保険事業特別会計補正予算
- 第15 議案第47号 中頓別町職員定数条例の一部を改正する条例の制定について
- 第16 議案第48号 中頓別町過疎地域自立促進市町村計画の変更について
- 第17 議案第49号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について
- 第18 選挙第 1号 選挙管理委員の選挙
- 第19 選挙第 2号 選挙管理委員補充員の選挙
- 第20 発議第 1号 2019年度地方財政の充実・強化を求める意見書（案）
- 第21 閉会中の継続調査申出について

### ○出席議員（8名）

- |           |           |
|-----------|-----------|
| 1番 佐藤奈緒君  | 2番 長谷川克弘君 |
| 3番 西浦岩雄君  | 4番 宮崎泰宗君  |
| 5番 細谷久雄君  | 6番 東海林繁幸君 |
| 7番 星川三喜男君 | 8番 村山義明君  |

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町	長	小林生吉	君
副町	長	遠藤義一	君
教	育	田邊彰宏	君
総務課	長	小林嘉仁	君
総務課	参事	野露みゆき	君
総務課	参事	笹原等	君
総務課	主幹	市本功一	君
総務課	主幹	庵日鶴	君
産業課	長	平中敏志	君
産業課	参事	藤田徹	君
産業課	参事	多田優彦	君
産業課	参事	永田剛	君
産業課	主幹	西川明文	君
産業課	主幹	北村哲也	君
建設課	長	土屋順一	君
建設課	主幹	千葉靖宏	君
保健福祉課	長	吉田智一	君
保健福祉課	参事	黒瀧仁司	君
教育次	長	工藤正勝	君
教育委員会	主幹	野田繁実	君
国保病院	事務長	長尾享	君
国保病院	事務次長	西村智広	君
会計	管理者	今野真二	君
認定こども園	園長	相座豊	君
自動車	学校長	大川勝弘	君

○職務のため出席した事務局職員

議会事務局	長	矢上裕寛	君
議会事務局	書記	田辺めぐみ	君

◎開会の宣告

○議長（村山義明君） ただいまから平成30年第2回中頓別町議会定例会を開会いたします。

（午前 9時30分）

◎開議の宣告

○議長（村山義明君） 直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程については、お手元に配付した議事日程第1号のとおりです。

◎会議録署名議員の指名

○議長（村山義明君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員につきましては、会議規則第125条の規定により、5番、細谷さん、6番、東海林さんを指名します。

◎議会運営委員会報告

○議長（村山義明君） 日程第2、議会運営委員会報告を行います。

議会運営委員会委員長の報告を求めます。

細谷さん。

○議会運営委員長（細谷久雄君） 皆さん、おはようございます。議会運営委員会委員長報告をいたします。

平成30年第2回中頓別町議会定例会の運営に関し、5月31日及び6月4日に議会運営委員会を開催したので、その内容を報告いたします。

1、会期について、本定例会の会期は本日6月14日から6月15日までの2日間とする。なお、会議に付された事件が全て終了した場合は、会議規則第7条の規定により、会期を残し、閉会する。

2、本日の議事日程は、議事日程第1号のとおりである。

3、一般質問について、通告期限内に通告したのは4議員である。

4、町長提出議案の取り扱いについて、全議案本会議で審議する。

5、意見書について、2019年度地方財政の充実・強化を求める意見書（案）は西浦議員から発議される。

6、閉会中の郵送陳情等の取り扱いについて、全議員に写しを配付する措置をとり、議長預かりとした。

7、テレビ中継について、本日の会議開始から一般質問終了時まで、役場町民ホールと町民センターに設置されたテレビに議場から中継を行う。

以上で議会運営委員会委員長報告を終わります。

○議長（村山義明君） これで議会運営委員会報告は終了しました。

◎会期の決定

○議長（村山義明君） 日程第3、会期の決定の件を議題とします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、ただいまの議会運営委員会報告のとおり、本日6月14日から6月15日までの2日間としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は本日6月14日から6月15日までの2日間とすることに決定しました。

◎諸般の報告

○議長（村山義明君） 日程第4、諸般の報告を行います。

議長一般報告、監査委員の例月出納検査報告、町長からの第7期中頓別町総合計画後期実施計画の第5回変更につきましては、お手元に印刷配付のとおりでございますので、ごらんの上、ご了承願います。

南宗谷消防組合議会報告は、組合議員からいただきます。

長谷川さん。

○2番（長谷川克弘君） それでは、南宗谷消防組合議会の報告をさせていただきます。

平成30年6月14日、中頓別町議会議長、村山義明様。

南宗谷消防組合議員、細谷久雄、長谷川克弘。

南宗谷消防組合議会報告。

このたび、南宗谷消防組合議会が招集されたので、その結果を次のとおり報告いたします。

1、会議名、平成30年第1回南宗谷消防組合議会臨時会。

2、日時、平成30年5月21日（会期1日）午後2時00分開議。

3、場所、南宗谷消防組合枝幸消防庁舎コミュニティ消防センター（枝幸町）。

4、出席議員、細谷議員、長谷川議員。

5、会議結果、議事日程のとおり進行し、選挙第1号 副議長の選挙については、枝幸町選出の遠山修氏が選出された。同意第1号 監査委員の選任については、照井正則氏（枝幸町）が選任された。報告第2号 監査委員報告については、月例監査の結果、一般会計の平成30年2月分から平成30年3月分について適正と認める報告があった。議案第5号 公有財産の取得について（浜頓別支署：高規格救急自動車）、議案第6号 公有財産の取得について（中頓別支署：高規格救急自動車）は、いずれも原案どおり可決された。

以上、報告いたします。

○議長（村山義明君） 南宗谷衛生施設組合議会報告は、組合議員からいただきます。  
佐藤さん。

○1番（佐藤奈緒君） それでは、報告させていただきます。

平成30年6月14日、中頓別町議会議長、村山義明様。

南宗谷衛生施設組合議員、東海林繁幸、佐藤奈緒。

南宗谷衛生施設組合議会報告。

このたび、南宗谷衛生施設組合議会が招集されたので、その結果を次のとおり報告いたします。

1、会議名、平成30年第1回南宗谷衛生施設組合議会臨時会。

2、日時、平成30年5月31日（会期1日）午後2時00分開議。

3、場所、南宗谷汚泥再生処理施設会議室（浜頓別町）。

4、出席議員、東海林議員、佐藤議員。

5、会議結果、議事日程のとおり進行し、同意第1号及び同意第2号 監査委員の選任については、枝幸町改選期に伴い清水顕志（しみずけんじ）氏と中頓別町の代蔵恵三（しろくらけいぞう）氏が選任され、いずれも同意された。

以上で報告を終わります。

○議長（村山義明君） これにて諸般の報告は終了しました。

#### ◎行政報告

○議長（村山義明君） 日程第5、行政報告を行います。

町長から報告の申し出がありますので、これを許します。

町長。

○町長（小林生吉君） おはようございます。平成30年第2回中頓別町議会定例会の開催に当たりまして、全議員のご出席を賜り開催されますことをまずお礼を申し上げたいと思います。

行政報告につきましては、一般行政報告につきましては書面のとおりでありますけれども、私から1点だけ、先日の松音知地区の漏水事故について報告をさせていただきたいと思います。

平成30年5月23日水曜日、午後5時55分頃に松音知配水池の配水流量異常を知らせる警報が入り、現地に急行。原因が松音知配水池から敏音知ポンプ室までの間の配水管の漏水事故と考えられたことから、松音知配水池からの配水を中断致しました。このことにより、松音知地区及び敏音知地区の一部で断水となり、断水情報を住民周知するとともに直ちに飲料水、生活用水の準備を行い、断水となった家庭に配付を行っております。

漏水場所は、松音知ポンプ室付近（川上さん住宅横）と判明し、建設課及び水道指定業者とともに修理を実施するとともに、敏音知ポンプ室以南の配水を確保するため、南宗谷消防組合中頓別支署及び浜頓別支署の協力を得て、タンク車による敏音知配水池への応援

給水を実施致しました。午後11時50分頃に漏水修理が完了し、翌24日の午前3時45分頃に敏音知ポンプ室への送水が確認できたことにより復旧の完了と致しました。しかし、飲料水での使用が可能か不明であったため、午前6時に再度、住民への飲料水配付を実施しております。

漏水の原因といたしましては、平成7年度に敷設して22年以上経過している配水管に経年劣化による亀裂が生じて漏水となったものと判断されます。断水地域の水道利用者の方々、特に農家の方々には搾乳時間ということもあり、多大なるご迷惑をおかけしましたことをお詫び申し上げて報告と致します。

以上です。

○議長（村山義明君） ただいまの行政報告について質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 質疑なしと認めます。

引き続き教育長から教育行政報告の申し出がありますので、これを許します。

教育長。

○教育長（田邊彰宏君） 教育行政報告を行います。2点あります。

1点目は、未来への挑戦「ハワイ英語語学研修」事業についてです。この事業について報告します。日程は8月3日（金）～10（金）（別紙旅程表参照）、オアフ島のホノルル（ハワイ州の州都）で実施します。参加生徒は、中学2年生10名中6名（男子5名、女子1名）、中学3年生14名中11名（男子6名、女子5名）の17名（男子11名、女子6名：参加率70.8%）です。引率者は、中学校から3名（校長、3年生担任、2年生担任）、教育委員会から2名（教育長、ALT）、計5名です。生徒と引率者22名が参加する事業となります。この事業の見積合わせを行い、JTBを選定しました。参加生徒は、保護者署名による参加承諾書を提出しています。保護者対象の説明会を開催し、事業の概要やハワイの気候、パスポートの取得等について説明しました。今後、ホームステイ研修の具体的な内容、服装や持ち物、帰国後の報告会等についてさらに説明会を開催する予定です。

2つ目は、町塾の実施についてです。町塾（学習塾）の準備を進めています。対象は小学校高学年、講師はこども園園長と教育長及びALT、教科は算数、国語及び英語、場所は町民センター、時間は50分程度、週2回、主として学習内容の復習と発展的な学びを予定しています。受講は無料です。受講人数や子どもたちの反応を見ながら、改善充実を図る所存です。早ければ7月上旬から実施する予定で準備を進めています。

以上、教育行政報告といたします。

○議長（村山義明君） ただいまの教育行政報告について質疑はございませんか。

細谷さん。

○5番（細谷久雄君） 2点ほどお伺いいたします。

たしかこの参加は自由参加だと思うのですがけれども、中学2年生の10名中6名、それ

と中学3年生が14名中11名、行けない子供たちは何か理由があったのか、その辺をお伺いしたいことと、もう一点は総務課の関係になるのかな、パスポートの取得なのですが、これから毎年ハワイ英語語学研修をやるのであれば、宗谷管内でパスポートの取得ができないのは中頓別町だけなのですよね、調べてみると。町民が言うのは、なぜ中頓別町で戸籍謄本と住民票をとってわざわざ浜頓別町へ行かなければならないのだと、そういうことを言っているのです、なぜ中頓別町でパスポートの取得ができないのか、その点もお伺いいたします。

○議長（村山義明君） 田邊教育長。

○教育長（田邊彰宏君） 参加率、出席しない生徒の理由ということなのですが、2年生についてはもう一回、3年生になって希望をとりますので、この子がなぜ行かないのかということについてはこちらのほうでは調査していません。3年生については、3名、理由を確認しております。端的に言いますと、本人の意思を尊重したということになります。本人が諸般の事情があって行かない。親のほうは貴重な経験になるから行ったらどうだというようなことをお話ししているのですけれども、本人は行かないという子供が3人いて、中学3年生が3名行かないということになっています。

それから、パスポートについては、これは私のほうからは何とも言えないのですけれども、ほとんどの子供たちが浜頓別町でパスポート取得を今行っているところです。

○議長（村山義明君） 小林総務課長。

○総務課長（小林嘉仁君） パスポートの件についてご答弁申し上げます。

パスポートにつきましては、浜頓別町と連携しまして、中頓別町については浜頓別町のほうで申請を行うということで実施してございます。当初の段階ではそれほど数も多くなまいだろうということで、それもあって浜頓別町との連携ということで事務を進めてきたところでございます。この間も住民の方が見えられまして、パスポート取得に関して話をされていまして。中頓別町でできないのだねという話でございました。ただし、写真についても今は中頓別町のほうでは証明写真を撮れないかなというふうに思いまして、実際うちのほうでパスポートをとれたとしても、多分写真は浜頓別町のほうで証明写真を撮るかという手続になるというふうなことも若干考えられるかなと思っています。これについては、数によっては今後検討していかなければならないかもしれないかなと思いますけれども、今のところ浜頓別町ということでご了承願いたいというふうに思っております。

○議長（村山義明君） 東海林さん。

○6番（東海林繁幸君） 教育長の説明では不十分です。この事業をやるときには、少なくとも私は100%の子供たちが喜んで行ってくれると思っていた。教育委員会だってそのぐらいの思いで事業計画を出したと思う。それがふたをあけてみるとこんなにも不参加の子供がいるということは、これは大変な問題で、この事業自体が何だったのかという反省の上に立ってやらなければならない。場合によっては中止する必要もあるかもしれない。だから、行けないという子供の理由がきちっとされないと、曖昧なうちにこの事業を実施

してはまずいと思う。みんな子供たちが喜んで、父兄も喜んで出してくれる事業だと思っていた我々の気持ちはどうなるのか。町費をこれだけかけてやるのですから、曖昧にしないできちっとした理由を私どもに提示してもらわなければ、なかなか難しいのではないかと思う。一番心配しているのは、やっぱり金銭的なことです。通常の経費は町費で見れるとしても、そのほかにかかる経費も保護者負担になるわけですから、もし万が一そういったことが理由であれば、これは著しく悲しい出来事であって、私としてこうして心苦しいところがあります。

それと、もう一つ心配なのは、行けなかった子供たちのフォローをどうするのか。その辺は当然考えていると思うけれども、その辺はいかがなものでしょうか。

○議長（村山義明君） 田邊教育長。

○教育長（田邊彰宏君） 理由については、3名の理由については把握しているのですけれども、これは休憩ということをお願いできませんか。

○議長（村山義明君） 暫時休憩します。

休憩 午前 9時50分

再開 午前 9時53分

○議長（村山義明君） 休憩前に戻り会議を再開します。

ほかに質疑ありませんか。

星川さん。

○7番（星川三喜男君） 今教育長の答弁を聞いて、この研修事業に当たりまして、先に調査というのですか、生徒たちにこういうことで実施をしたいということでアンケートをとって、その結果がこういうような人数になったということなののでしょうか。こういう事業があるからどうですかということ先を聞いて、アンケートをとって、それから本格的な研修内容にすれば、もっと参加も違うだろうし、参加者が少なければ違う方向で考えたのではなかろうかと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○議長（村山義明君） 田邊教育長。

○教育長（田邊彰宏君） 年度が変わる前に、今の3年生と2年生のほうに調査をしています。そのときも大体同じような数字だったのです。全員が行くのは厳しいのかなというふうに思いました。何分にも海外のことなので、早目早目に対応しないと厳しいわけなのです。それで、ホームステイについて概略についてもこういう形にしたのですけれども、内容はこうだということまでは確かに十分に子供たちのほうには説明しない中で進めました。その辺については、来年度からはこういうふうに行ってきたということが一つの実績になりますので、その旨を説明ができるというふうに考えています。

それから、余り申し上げたくはないのですけれども、何せ海外に行くものですから、円安の影響が結構出ていまして、早目早目にやっておかないと経費がかさんでくるというこ

とも出てきましたので、本年度についてはこのような形で事業を進めさせていただきたいと思います。

○議長（村山義明君） ほかに質疑ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） ないようですので、質疑を終結します。

これにて行政報告は終了しました。

#### ◎報告第1号

○議長（村山義明君） 日程第6、報告第1号 平成29年度中頓別町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告を行います。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（小林生吉君） 報告第1号 平成29年度中頓別町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について、笹原総務課参事から報告をさせていただきます。

○議長（村山義明君） 笹原総務課参事。

○総務課参事（笹原 等君） おはようございます。報告第1号 平成29年度中頓別町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてご報告申し上げます。

議案1ページをお開きください。報告第1号 平成29年度中頓別町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について。

地方自治法施行令第146条第2項の規定により、平成29年度中頓別町一般会計繰越明許費繰越計算書を次のように報告する。

平成30年6月14日提出、中頓別町長。

2ページをお開きください。平成29年度中頓別町一般会計繰越明許費繰越計算書。今回報告の事業につきましては、平成29年度に議決されました補正予算事業3件を金額、財源内訳のとおり平成30年度に繰り越して執行するものでございます。2款総務費、1項総務管理費、事業名、企業誘致促進事業、1億3,000万円は平成29年第3回臨時会において、6款農林水産業費、2項林業費、事業名、林業専用道天北線開設事業、1,160万円及び8款土木費、5項住宅費、事業名、公営住宅維持管理事業、1,600,000円は平成30年第1回定例会において議決をいただいているところでございます。

繰越明許費の総額は1億4,320万1,000円、財源内訳は既収入特定財源1,600万1,000円、国、道支出金3,591万6,000円、町債560万円、その他特定財源1億円、一般財源8万4,000円となっております。

以上、簡単でございますが、繰越明許費繰越計算書の報告とさせていただきます。

○議長（村山義明君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、これにて本件は報告済みといた

します。

◎報告第2号

○議長（村山義明君） 日程第7、報告第2号 中頓別観光開発株式会社の経営状況報告を行います。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（小林生吉君） 報告第2号 中頓別観光開発株式会社の経営状況報告について、平中産業課長から報告をさせていただきます。

○議長（村山義明君） 平中産業課長。

○産業課長（平中敏志君） おはようございます。それでは、私のほうから報告をさせていただきます。

議案の3ページになります。報告第2号 中頓別観光開発株式会社の経営状況報告について。

地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき、中頓別観光開発株式会社の経営状況を別紙のとおり報告する。

平成30年6月14日提出、中頓別町長。

それでは、内容について資料1の第31期定期株主総会議案により説明させていただきますと思います。同社の定期株主総会は5月28日、ピンネシリ温泉研修室にて開催され、第30期の営業報告、貸借対照表、損益計算書及び第30期監査報告が行われ、原案のとおり承認されております。また、同じく平成30年度、第31期の営業計画及び収支予算の審議も行われ、原案どおり決定されたところです。

第30期の営業報告並びに決算内容について説明させていただきます。5ページ、営業報告をごらんください。第30期の営業概況につきましては、宿泊部門では前年度対比91.7%、人数にして309名の減少となっております。町内等の公共事業の工事関係者の宿泊利用に大きく依存する状況が続いており、特に冬期間の宿泊利用者が前年度と比較し3割以上減少したことが大きく、公共工事が減少する冬期間の営業形態について改めて課題があることがうかがえる結果となりました。入館者数におきましても前年度比94.7%、人数にして616名の減少と、今冬の豪雪の影響もあってか冬期の利用者が減少している状況がうかがえます。一方で、食堂売り上げでは前年比130%、会食売り上げでは同125%と増加しており、提供メニューの改善に対する経営努力が評価されているものと考えており、今後も創意工夫に努めていくことが重要であるとの認識をしております。

続いて、販売費及び一般管理費の状況では、限られた職員数の中での経営となっていることから、フロント業務及び会食時の超過勤務の増加等、また会食等における調理アドバイザーの経費を科目変更したこと等により人件費が増加しております。また、光熱水費についても燃料費の高騰による影響を受けて増加となっていることや冬期除雪車両のリース

料や会食時の備品の購入等により総体的に経費が増加している状況にあります。

続きまして、9ページ、損益計算書をごらんください。売上高につきましては5,900万1,000円、これに対して売り上げ原価と期末棚卸し高を含めた1,157万5,000円を差し引いた売り上げ総利益が4,742万5,000円となりました。対して、販売費及び一般管理費が4,893万3,000円となり、営業損失が150万8,395円となっております。営業利益と営業外収入を含めた経常損益は150万7,557円、この経常損益に法人税等を加えた158万7,557円が当期純損失となったところであり、当期営業で損失のあった要因といたしましては、12月までは宿泊利用者がほぼ前年度実績を上回る状況となるなど、第3・四半期までは営業利益の確保も十分にうかがえる状況にあったものの、冬期間の宿泊利用者が計画より大きく落ち込んだことに加え、職員の超過勤務手当の増加等により人件費の増加や燃料費等の高騰などによる経費の増加が売り上げを上回ったことが要因となっております。これは、経営陣の経営収支見通しの見込みの甘さによることも大きいわけですが、公共工事関係者の利用に依存しているのが実態であり、今後も当面は工事の増減等の要因が直接経営に影響する状況は避けられないものと考えられます。そのような状況の中でも、今後におきましては経営状況の把握の徹底と経費をかけるべき事業と経費縮減を図る事業との精査を徹底し、めり張りをつけた経営改善を図っていくことが課題となっております。

続いて、17ページから21ページにつきまして平成30年度の第31期の営業計画、損益計算書及び一般管理費について議案として提出されました。営業計画では、宿泊部門については当面は公共工事関係者の利用に依存しなければならない実態にあるものの、食事の提供等においてきめ細かなサービスを取り入れながら、宿泊利用層の拡大を進めていくこととしております。また、入館者数の増加を図るため、食事提供メニューのさらなる充実と30期から実施している夏期間の温泉利用時間の延長やコテージ宿泊者等に対する食事提供等についても継続して進めていく考えが提案されております。また、営業計画の説明の中では、本年度中に中頓別町の観光振興計画に基づく新たな観光組織設立により、敏音知地区を中心とした観光関連施設の運営を一本化していくこととされていることから、新たな組織への運営の移行について協力していくことを取締役会で協議していること、観光開発株式会社としてピンネシリ温泉を運営する期間中にこれまでの損失分を清算することを大前提に経営管理の徹底を図ること、温泉の運営が新たな組織に移行された際には速やかに観光開発株式会社の清算を進めること、具体的なスケジュールが確定した際には改めて株主総会を開催することが提案されております。この提案に対しまして、参加された株主からは、会社清算後の現職員の待遇や出資金の対応等について質疑が出されたほか、会社を清算する際にはピンネシリ温泉の設立からこれまでの運営に携わった地域住民に対しての責任がある旨の意見が出されましたが、営業改革については提案どおり承認されております。

続きまして、23ページ、議案第3号として取締役任期満了に伴う改選の件が議題とな

りました。温泉経営が新組織に移行され、会社の清算までの間の役員となることから、現行の取締役全員が留任することが提案され、提案どおり承認されております。なお、その後の取締役会議において姉齒代表取締役が引き続きその任を担うことも確認されておりますので、あわせてご報告いたします。

限られた営業期間の中ではありますが、経営陣及び職員が一体となって経営の改善を図り、出資金の全額回復を大前提に経営を進めるとともに、新たな組織への運営の移行をスムーズに進めていくことを確認して総会は終了されております。職員のスキルアップによる売り上げの増加とめり張りのある事業予算の配分と経費の縮減等による経営管理の徹底を図ることが重要との認識を再確認したところであります。町といたしましても、町民の福利厚生施設であり、観光振興の拠点であるこの温泉施設を中心に他の観光関連施設と一体的な運営によるサービスの向上や魅力ある地域づくりを進めるためにも、新たな観光地域づくり組織の設置及び運営に対してさまざまな面で支援しながら、地域住民の皆様から喜んでいただけるよう協力してまいりたいと考えております。

以上、報告とさせていただきます。

○議長（村山義明君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

宮崎さん。

○4番（宮崎泰宗君） 1点気になるのですけれども、振興公社のほうではずっとついていかなと思うのですけれども、観光開発のほうで株主名簿が今はついていないですね。これは、前は私の記憶ではついていたような気がするのですけれども、去年とかも観光開発のほうだけでなくというような状況にあるかなと思うのですけれども、これは何か株主名簿をつけない理由とかはあるのですか。

○議長（村山義明君） 平中産業課長。

○産業課長（平中敏志君） 大変申しわけありません。単に事務的なミスでつけていないということですので、改めて後日皆様に配付したいと思います。

○議長（村山義明君） 宮崎さん。

○4番（宮崎泰宗君） 今のでわかりました。よろしくお願ひしたいと思います。

株の関係で再度1点伺いたいののですけれども、DMOの関係であるとか、観光振興計画の関係で観光開発株式会社は解散する方向性にあると思うのですけれども、出資金を戻すということが大前提に今後も続けられるということで、株の処分というのが最終的に出てくるかなと思うのですけれども、前にも私は申し上げたかなと思いますけれども、宙に浮いているというか、例えばお亡くなりになった人の名前になっている株とか、そういうのが恐らく今もまだあるかなというふうにするのですけれども、一般の方々の間では株の譲渡の関係で合意がとれているのに、それを観光開発のほうに言っているのだけれども、動いてくれないというのがあるみたいなのですが、それは今何か動けない状況とかがあるのですか。再度お願いします。

○議長（村山義明君） 平中産業課長。

○産業課長（平中敏志君） 株の譲渡の取り扱いにつきましては、取締役会の中で譲渡について確認させていただいて、手続を粛々と進めるということで取り進めているところがございますが、事務的に滞っている部分があるのは間違いなくて、早急に進めるように私どものほうしても代表のほうにも伝えているところがございます、そういう形にしております。あと、会社の清算に向けて今現在、再度株主の住所ですとか、株の名簿というか、今確認をしているというところがございます。改めて会社のほうから通知なりを進めながら、きちんと株の名義がどうなっているかというのは今確認しているという状況でございます。

○議長（村山義明君） 東海林さん。

○6番（東海林繁幸君） 観光開発株式会社のありようというか、組織が現状をずっと続けるということであれば、相当な論議をしながら直していくというか、改善していく必要があるのだけれども、ちょうど観光事業を総括するような組織化に移行しようとしている時期ですから、あえてこの問題については申し上げないつもりでいるのですが、今の支配人を採用するときに、町長はこれまでの支配人と違って一層の権限を有したというような言い方で聞きましたが、私は週に1回、2回は必ず温泉に行っているのだけれども、さっぱり内容の変化は見られない。これは町長に聞いてもわからないと思うから、課長でいいのだけれども、何が変わったのか、今の谷倉支配人になって。

それと、もう一つ、簡単なことだけれども、従業員名簿の中に正職員という表記と正社員という表記がありますが、この違いは何でしょう。

○議長（村山義明君） 平中産業課長。

○産業課長（平中敏志君） まず、表記の仕方で正社員と正職員とありますのは、同一で正社員という形で理解いただきたいというふうに思います。

あと、支配人がかわってということで、権限という話がありますが、今の谷倉支配人にかわってから食事メニューも大幅に内容も変わってきておりますし、宿泊者に向けてのサービス、特に食事と、あと夜間の浴場の開放等も含めて、よりお客様目線でのサービスの提供が進んできたというふうには認識しております。一方で、予算的な部分、お金の配分のところもありますので、お金のかかる部分につきましては、取締役会の中で提案を受けたものについて進めるべきものともう一度見直すべきものということで、お金のかかる部分についてはそういう取り組みをしておりますが、今の支配人にかわってから会食等も含めて非常に多くなってきておりますし、そういう意味で町民の皆様からの利用がかなり増加しているというふうに思っておりますので、そういう意味では非常に今の温泉のサービスの提供については支配人の力が大きかったということは認識しております。

○議長（村山義明君） ほかに質疑ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） ないようですので、質疑なしと認め、質疑を終結し、これにて本件は報告済みといたします。

◎報告第3号

○議長（村山義明君） 日程第8、報告第3号 有限会社中頓別振興公社の経営状況報告を行います。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（小林生吉君） 報告第3号 有限会社中頓別振興公社の経営状況報告については、遠藤副町長からさせていただきます。

○議長（村山義明君） 遠藤副町長。

○副町長（遠藤義一君） それでは、私のほうから報告をさせていただきます。

報告第3号 有限会社中頓別振興公社の経営状況報告について。

地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき、有限会社中頓別振興公社の経営状況を別紙のとおり報告する。

平成30年6月14日、中頓別町長。

同公社の第23回定時株主総会は5月25日、役場小会議室において開催され、第1号議案から第3号議案まで全て承認されましたので、経営状況の概略を報告いたしたいと思っております。

まず、内容に関しましては、別冊の資料2をごらんいただきたいと思います。まず、2ページであります。第1号議案、平成29年度事業決算報告書承認の件については、平成29年度事業報告、貸借対照表、損益計算書、剰余金処分計算書、株主資本等変動計算書、監査報告書の全てが承認をされたところであります。この内容につきましては、3ページから17ページに詳細が記載されておりますので、まず3ページをごらんいただきたいと思います。3ページ、平成29年度事業報告ですが、平成29年度におきまして例年にならぬ大雪と3月の降雨によりまして、鍾乳洞施設の木橋の崩落、寿公園管理事務所や屋外トイレ等の屋根の一部が破損するなど雪害が生じてしまい、今後の冬期間における施設管理について十分留意していく対応が必要であるということでもあります。寿公園では、幼児からお年寄りまで安全で安心して楽しむことができる憩いの場として維持管理を行ってまいりました。管理事務所等において外壁の補修や屋根、外壁の全面塗装を実施し、施設の維持管理に努めてきたところであります。また、スポーツ関連施設であるゴルフ練習場やパークゴルフ場におきましては、利用者が気持ちよくプレーできるよう、芝や周辺管理に努めてまいりました。また、寿スキー場におきましては、今シーズンは吹雪により3日間の営業中止はありましたが、町教委やスキー協会のご協力によりまして、リフト延べ乗車数が昨年度より1,600人ほど増加をいたしました。鍾乳洞自然ふれあい公園であります。シバザクラの補植を計画的に行いまして、また軍艦岩の下側のエリアにキバナコスモスの花畑の整備を行うなど、園内環境整備に努めてきたところであります。有害鳥獣処理施設業務につきましては、3年目を迎えて、菌床の維持管理や処理作業も順調に推移しており

まして、487頭の処理を行ってきたところであります。平成30年度におきましても、施設の安全管理と経費の節減を図りながら健全な公社運営に努めてまいりたいという報告があったところであります。

7ページをごらんください。総合損益明細書で決算の概略についてご報告をいたします。まず、寿レクリエーション施設業務では、寿公園の指定管理料2,059万3,000円のほか、事業収入としてパークゴルフ場の利用料、リフト利用料、テニスコート利用料を合わせまして344万6,810円、雑収入としてスキーレンタル料6万300円を加えました収入合計が2,410万110円となっております。支出におきましては、代表取締役の役員報酬180万円のほか、職員の給与、手当、賃金、修繕費等を合わせまして2,371万6,106円となり、営業利益は38万4,004円となったところであります。当該年度において公園事務所の外壁及び屋根の全面塗装等の修繕を実施してきたところであります。

一般廃棄物処理施設業務につきましては、町からのごみ収集委託料3,044万5,200円と雑収入として廃家電運搬券販売手数料3万8,880円を合わせ、収入合計が3,048万4,080円であります。支出は、職員給与、手当、賃金、ごみ処理施設の光熱水費、それから燃料費、修繕費等を合わせまして3,011万5,148円となり、営業利益は36万8,932円となったところであります。当該年度におきましては、芝刈り機やパッカー車の修繕費が当初見込みよりも多くなったという報告がありました。

鍾乳洞自然ふれあい公園業務につきましては、町からの指定管理料384万5,000円と雑収入として公衆電話の使用料370円で、支出につきましてはその多くが臨時職員2名の人件費で、ほかに光熱水費や燃料費、修繕費等で支出合計382万9,438円となりまして、営業利益は1万5,932円となったところであります。当該年度におきましても遊歩道における木橋の修繕を行ってきたところでありますが、年々傷みが多くなってきており、今後も十分注意が必要という報告があったところであります。

国保病院管理清掃業務は、町からの委託料収入のみでありまして、344万8,000円となっております。支出は人件費が主なもので、臨時職員2名の賃金であります。支出合計が344万8,000円となりまして、営業利益はございませんでした。

有害鳥獣処理施設業務につきましては、町からの委託料収入のみでありまして、640万6,931円となり、支出につきましては2名の臨時職員に関する人件費や施設の光熱水費、燃料費等のほか、菌床の管理委託料で収入と同額の640万6,931円で、営業利益は生じておりません。

食堂業務につきましては、振興公社の自主事業でありまして、収入はスキー場ロッジの食堂売り上げ140万9,840円と事業収入として公園遊具の貸し出し料、ゴルフ練習場の球貸し出し料等で71万5,550円、雑収入として自動販売機の売り上げ手数料9万3,697円で、収入合計が221万9,087円となっており、支出ではパートの賃金、食材の仕入れ費など支出合計が204万7,284円となり、17万1,803円の

営業利益を生じたところであります。

以上の結果、営業損益は営業収益7,050万3,578円、事業費として6,956万2,907円を差し引きまして94万671円が営業利益となったところであります。営業外損益では、営業外収益として預金利息1,937円で、経常利益は94万2,608円となりました。特別損益はございませんでした。経常利益から特別損益を差し引いた94万2,608円が税引き前当期利益となり、法人税、法人道町民税及び事業税29万1,595円を差し引いた差し引き当期純利益は65万1,013円となったところであります。

9ページの剰余金処分計算書でございますが、前期末の剰余金433万7,476円から当期処分剰余金となる役員退職引当金への積み立て12万円を引きまして、当期純利益65万1,013円を足しまして、486万8,489円が後期の繰越利益剰余金となったところであります。

10ページの株主資本等変動計算書では、前期末の純資産に先ほどの当期純利益65万1,013円を当期変動額として加えまして、当期末の純資産合計は1,711万8,489円となったところであります。

11ページから16ページまでが各事業ごとの収支決算書でありますので、ごらんをいただきたい思います。

17ページは、監査報告書が添付されておりますので、ご確認をいただきたいと思ます。

それから、18ページ、第2号議案、剰余金の処分の件につきましては、1つ目として繰越利益剰余金より役員退職金として積み立てることについて承認を求めるもので、減少する剰余金の項目及び金額、繰越利益剰余金12万円、増加する剰余金の項目及び金額、役員退職引当金12万円となったところであります。

それから、19ページ、第3号議案、平成30年度事業予算及び事業予算に変更が生じた場合取締役の協議に一任する件につきましては、20ページから26ページに登載されました各事業の平成30年度予算を変更する場合、取締役の協議に一任することが承認をされたところであります。振興公社では、町から委託を受けた事業に関し、できるだけ施設修繕等に関しましては自前で実施できるよう努めてきたところであり、今後もそうした意向であることが示されておりまして、各施設に関する収支予算につきましては全会一致で承認をされ、総会が終了したところであります。

以上、簡略ではあります但、第23回定時株主総会で承認されました有限会社中頓別振興公社の経営状況報告とさせていただきますが、出資法人として経営上特に問題となるところは認められませんので、あわせてご報告を申し上げたいというふうに思います。

以上、報告とさせていただきます。

○議長（村山義明君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

宮崎さん。

○4番（宮崎泰宗君） 振興公社では、昨年からかなと思うのですけれども、もしかしたらもっと前からかもしれないのですけれども、寿公園のゴーカートのコースの近くで畑を耕しておられるのではないかなというふうに思うのですけれども、これはその畑でとれた野菜なんかを販売するであるとか、ロッジの食堂の食材であるとか、動物の飼料としてだとか、何かそういう運営費の足しになるような形で活用されているのでしょうか。

○議長（村山義明君） 遠藤副町長。

○副町長（遠藤義一君） 大変申しわけありません。詳細まではちょっと聞いていないのですが、あそこで作っている畑につきましては、動物を飼っている部分に提供したり、そのほか冬期に使える食材については当然、食堂を経営しておりますので、そちらのほうで利用するということはあるかと思えます。ただ、販売をしているという話は聞いておりませんし、決算上もそうした部分での利益というか、収益として上がっているという部分もありませんので、販売ということは私の理解としてはないということであります。

○議長（村山義明君） 宮崎さん。

○4番（宮崎泰宗君） 節約という感じで活用されているというようなお答えかなと思います。特段問題がなければ、あいているスペースですから、大いに活用して続けていただければというふうに思うのですけれども、あそこが公園の敷地内というふうになるのかどうかもちょっとわからないのですけれども、公園の敷地だとしたら、公園の用途としてその中で畑をつくるとかということが適切なかどうか、その用途の範囲に入っているのか、これについても伺いたいと思います。

○議長（村山義明君） 遠藤副町長。

○副町長（遠藤義一君） あそこは多分河川敷地になっていて、町が借り上げて公園として利用している部分であります。公園法でどうのこうのということまでは調べておりませんが、基本的に公園の中で運営をする部分について特別な規制がかかっているという認識は私としてはありません。約款の中にもそういうものを事業として行うというふうな形のものはありませんので、書いてはおりませんので、要するに野菜を栽培してそれを提供するか、そういうようなことの事業内容にはなっていないと思いますので、そことの関係がどうなのかというところはあるかもしれませんが、特段公園としてそこに野菜をつくっていくことが不都合というか、だめというふうな考え方は私としては持っておりませんし、役員会でもそういった議論にはなっていないということです。

○議長（村山義明君） 宮崎さん。

○4番（宮崎泰宗君） 問題ないだろうというお答えですけれども、もしお時間がありましたら、もうちょっと厳密にでも調査をしていただいで確認をしていただきたいというふうに思います。お願いします。

○議長（村山義明君） 遠藤副町長。

○副町長（遠藤義一君） 今のご意見につきましては、役員会のほうにも報告させていただいて、調査をさせていただきたいというふうに思います。

○議長（村山義明君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） ないようですので、質疑なしと認め、質疑を終結し、これにて本件は報告済みといたします。

ここで議場の時計で10時40分まで休憩いたします。

休憩 午前10時30分

再開 午前10時40分

○議長（村山義明君） 休憩前に戻り会議を開きます。

◎同意第1号

○議長（村山義明君） 日程第9、同意第1号 中頓別町教育委員会教育長の任命につき同意を求める件を議題とします。

本件に関係のある教育長についてはご退席願います。

（田邊教育長 退席）

○議長（村山義明君） 提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（小林生吉君） 同意第1号 中頓別町教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについて。

下記の者を中頓別町教育委員会教育長に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により議会の同意を求める。

同意を求めたい者については、現教育長の田邊彰宏氏であります。

ご承知のとおり、田邊彰宏氏につきましては、6ページに略歴が掲載されておりますけれども、高校教員、校長職を多く歴任された後、退職後平成27年7月に新教育委員会制度の中の初めての教育長として議会のご承認をいただき、現在に至っているところであります。この3年間における教育改革の取り組み等々において今後さらにその実績を生かして引き続き教育長の職を担っていただきたいと考えているところであります。ぜひとも満場一致のご同意をいただきますようお願いを申し上げます。

○議長（村山義明君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、これより討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより同意第1号を採決します。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。同意第1号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(村山義明君) 起立多数です。

よって、同意第1号 中頓別町教育委員会教育長の任命につき同意を求める件は同意することに決定しました。

暫時休憩します。

休憩 午前10時43分

再開 午前10時44分

(田邊教育長 着席)

○議長(村山義明君) 休憩を解いて議事に戻ります。

◎同意第2号

○議長(村山義明君) 日程第10、同意第2号 中頓別町監査委員の選任につき同意を求める件を議題とします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長(小林生吉君) 同意第2号 中頓別町監査委員の選任につき同意を求めることについて。

下記の者を中頓別町監査委員に選任したいから、地方自治法第196条第1項の規定によって、議会の同意を求める。

同意を求めたい者につきましては、代蔵恵三氏であります。

代蔵氏につきましては、平成28年1月6日から、前監査委員であった三浦義一氏の死去に伴い、ご承認をいただいて、任期がことしの7月8日となっております。代蔵氏につきましては、誠実、実直な人柄で、経験も豊富で、町の監査委員に最もふさわしい人であるというふうに考えているところでありまして、再任をご提案させていただくものであります。

全会一致でのご同意を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長(村山義明君) 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村山義明君) 質疑なしと認め、質疑を終結し、これより討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村山義明君) 討論なしと認め、討論を終結し、これより同意第2号を採決します。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。同意第2号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(村山義明君) 起立多数です。

よって、同意第2号 中頓別町監査委員の選任につき同意を求める件は同意することに決定しました。

◎一般質問

○議長(村山義明君) 日程第11、一般質問を行います。

本定例会では4名の議員から一般質問の通告がありました。

順番に発言を許します。

受け付け番号1、議席番号5番、細谷さん。

○5番(細谷久雄君) 皆さん、おはようございます。受け付け番号1番、議席番号5番、細谷でございます。それでは、議長のお許しをいただきましたので、平成30年第2回定例会に当たり、さきに通告いたしました2点の項目につきまして質問させていただきます。

それでは、1点目の質問の高齢者ドライバーの安全対策についてお伺いをいたします。近年交通死亡事故全体の件数は減ってきているが、高齢化社会に伴い、高齢者ドライバーによる重大事故の割合はふえ続けています。その内容の多くは人命にかかわるものが多く、事故を未然に防止するための取り組みが早急に必要と考えます。そこで、本町における高齢者ドライバーに対する事故防止対策は実施されているのかお伺いをいたします。

○議長(村山義明君) 小林町長。

○町長(小林生吉君) 高齢者ドライバーの安全対策についてご質問にお答えしたいと思います。

高齢者ドライバーの事故の特徴としては、発見のおくれが70%、判断の誤り等が9%、操作の誤り5%、調査不能16%という調査結果があります。また、事故を回避する自信についても運転経験が長くなるにつれて高くなり、20代では17%であるものが75歳以上では52%となっています。これらの自信は、危険な事故につながっていると言われていています。高齢者ドライバーに対する事故防止策としては、ご自身の運転技術に衰えがないか自己確認や家族等の意見を聞き、衰えが見られたら免許証の自主返納を行うことが重要であります。しかし、当町においては自動車の運転ができなければ不便である地区に居住されている方もおり、免許証を自主返納しても今までと変わらない生活水準を保つ環境を整える必要があります。中頓別町立自動車学校では高齢者教習を実施しており、任意でも受け付けを行っておりますので、ご自身の運転技術を確認できる体制は整っております。また、ご自身では自覚がない場合であっても、周りが見ていて危険な運転をされる方もいらっしゃいます。保健福祉課を主体に病院、福祉施設、社会福祉協議会、消防支署等で組織されている地域ケア会議の中で高齢者個々における自動車の運転状況についても協議がされており、事故等の可能性が高いと判断される場合には家族やご本人の相談に応じる形

で保健師が個別に相談を受けているところです。また、医師の診断を要する場合でも、当町病院長がかかりつけ医、認知症サポート医として免許の更新時診断に際してアドバイスをしており、期限を決めて自主返納を促している方もいると聞いているところです。現時点では医療、福祉の連携で事故防止対策を進めてきているところです。

自主返納後の対策としましては、従来の年間48枚配付のタクシーチケットや病院送迎車の利用、またライドシェアの活用が有効と考えており、これらの福祉サービスや地域間交通の充実で補っていきたいというふうを考えております。

○議長（村山義明君） 細谷さん。

○5番（細谷久雄君） それでは、ただいまのご答弁を伺いまして再質問させていただきます。

ここ数年で高齢者ドライバーによる交通事故や危険運転が相次いでいます。警察庁によると、全国の交通事故の総件数が年々減少している一方で、65歳以上の高齢者ドライバーによる事故の割合が増加の一途をたどっております。平成27年に発生した事故3万7,184件のうち、およそ5分の1が高齢者運転者の事故で、今後超高齢化社会が訪れるに当たり、高齢者ドライバー問題の具体的な対応が求められていると思います。北海道の交通事故死者数は、平成2年に715人のピークを迎え、その後減少に転じ、平成17年には死者数が302人となり、13年ぶりに都道府県別交通事故死ワースト1位を返上しました。北海道でも交通事故死者数は減少傾向が続いているが、年齢層別人口10万人当たりの事故死者数では高年齢になるに従って著しく増加しており、特に80歳以上の高齢者において北海道は全国の約1.6倍に当たっております。また、2017年3月12日から施行の改正道路交通法では、75歳以上の運転者が認知機能が低下したときに行われやすい一定の違反行為をした場合、認知症のおそれありとされていなくても更新時に臨時認知機能検査を受けることが義務づけられました。この検査で認知症のおそれがあると判断されると、医師の診断を受け、認知症とされた場合は運転免許証の取り消し、または停止処分となりました。認知症の患者が2025年には700万人を超えると推計される中で、町として高齢者ドライバーの事故防止に向けた環境を整えることが重要であると思い、3点ほど再質問させていただきます。

1番目、中頓別町として65歳以上の自動車免許保持者数は何人ぐらいおられるのか。また、全免許所持者の何%くらいに当たるのか。さらに、近年高齢者ドライバーによる交通事故の現状はどうか伺います。

2つ目、高齢者ドライバーによる事故を減らすための取り組みの一つに運転免許証の自主返納がありますが、自動車の運転が困難になった方や運転に不安がある方にご自身の判断で運転免許証を返納していただくことは交通事故防止の観点からとても重要であります。残念なことに現状では運転免許証返納は大変厳しいものがあると思います。また、家族としては心配で再三運転をしないように忠告しても、本人は体が動くうちは車の運転をやめることができないというのが現状だと思っております。そこで、高齢者ドライバーの心情

に配慮しつつ、交通事故を起こす前に運転免許証の返納の決断ができるような環境づくり、返納支援制度など、今後訪れる超高齢化社会になる前に必要ではないかと私は考えますが、町長の見解と対策があれば、お伺いいたします。

3番目といたしまして、現在全国で運転免許証の返納が進んでいるのは公共交通機関の発達している都市部であり、過疎地を多く抱える地域では進んでいないのが現状だと思います。自動車がなければ買い物や病院の通院といった生活に支障を来すため、やむを得ず免許が返納できないといったドライバーも少なくないのではないのでしょうか。タクシーや病院送迎車の利用、ライドシェアの活用も必要ですが、長期的には高齢者が車がなくても生活できるような地域の創生も必要ではないのでしょうか。地方創生を進めていくために、公共交通機関の充実も含めた買い物難民や交通難民といった課題を関係機関の中で論議し合うことも必要なことだし、行政だけでなく、地域の助け合いや民間企業も含めて総合的な移手段の確保が必要であると考えます。また、町長は平成30年度執行方針で、町民の生活の足をしっかり確保し、安心して生活できるための対策をまとめていかなければならないと述べました。そのことを踏まえ、町長の考え方をお伺いしたいと思っております。

○議長（村山義明君） 小林総務課長。

○総務課長（小林嘉仁君） 大変申しわけございません。一番最初にありました65歳以上の免許取得者については、今のところ把握はしてございません。それから、交通事故の状況ですが、今のところ高齢者の方の部分で大きな事故、中頓別町については大きな事故というものは今のところございませんけれども、中頓別町で最後に亡くなった方は多分浜頓別町の方だと思いましたがけれども、この方に関しては高齢者で、病気で路外に逸脱してご夫婦で亡くなられたというのがたしか最後だったのではないかなというふうに思っております。

それから、返納の部分についてなのですが、これは本当に正式に返納かどうかということところはちょっとわかりませんが、都道府県別運転経歴証明書交付件数ということで確認しましたところ、意外と旭川方面本部のほうでは65歳以上が95.1と全国平均とほぼ同じぐらいと。実は、高齢者になるほど警察庁、東京圏ですね、のほうは逆に少なくなってきたという実情があるようです。これにつきましては、東京圏につきましては免許証を返納しなくて持っていて基本的には交通機関を頼っているというところが見られるのではないかなと。こちらのほうとしましては、基本的に車を所持していて運転していると、それが危険だということで返納していつているというふうな感じだと思います。

最初の回答のほうでもお話ししておりましたとおり、今実質的な部分で高齢者のドライバーの危険性という部分については、住民の皆様の方からの連絡が入った場合につきましては地域ケア会議という場で話をさせていただきまして、基本的には危険性がある者に関しては指導していこうというふうな形をとらせていただいていることと、それからこれが一番大きいかなというふうに思っているのですけれども、病院の院長のほうで、非常に危

険な状態になっているということで、これについては期間を決めてと、3年あるいは5年ということではなくて、6カ月、1年後ぐらいに返納することを考えなさいということで既に支援をいただいていると。特に認知症の部分につきましては、うちの院長のほうで基本的にサポートしていただいているということもありまして、そういった面についても協力していただいているというところでございます。

○議長（村山義明君） 小林町長。

○町長（小林生吉君） 高齢者の方が免許を返納しても、要するに車に乗らなくても生活できる環境をという意味で2点目と3点目のご質問はつながっているのかなというふうに思います。十分ではないかもしれませんが、高齢期に入って車に乗らなくなった、手放した段階で市街地のほうへ住居を移せる方については移すことを勧めたりというようなこともしてはいます。ただ、やはり自分たちが住んできたところで最後まで、できるだけ長く住みたいという思いもあって、その中で先ほど説明していましたようにタクシー、バスあるいはライドシェアと、そういったものも不可欠な資源になるのかなというふうに思います。免許を返納したらという意味で、それに対する支援制度、今言ったような仕組みがあることもその中の一番大きな部分だというふうには思っていますけれども、さらに返納しても安心して暮らせるということをしかり高齢者の方にメッセージとして伝えられるような、そんな仕組みも考えていかなければならないかなというふうに思います。

それと、最後のところにあった総合的な交通の仕組みということにつきましては、今シェアリングエコノミーというか、ライドシェア事業を核にしなが、交通の実態把握、既存の交通資源を含めた最適な交通環境をどうするかということにおいて3年目の実証実験とあわせて今まとめをしてもらっているところでありまして、その中で適切に答えを導き出せるようにしかり取り組んでまいりたいというふうに考えています。

○議長（村山義明君） 細谷さん。

○5番（細谷久雄君） それでは、再々質問させていただきます。

再々質問では、総務課長が言われました高齢者ドライバーの認知機能検査についてお伺いいたします。75歳の高齢者ドライバーの認知症対策が強化された昨年3月の改正道路交通法からことしの6月で約1年が経過して、警察庁からまとめがわかりました。認知機能検査を受けた210万5,477人のうち、5万7,099人が医師の診断が必要な認知症のおそれと判断されたことがわかりました。診断後に免許の取り消しや停止の処分を受けたのは1割の1,892人に上り、改正前の2016年中の3倍となりました。警察庁によると、認知症のおそれと判断され、医師の診断を受けたのは1万6,470人、うち免許取り消しは1,836人、停止は56人で、ほかに処分に向けた手続が1,515人となり、1万3,063人は免許継続となったが、約7割の9,563人が原則6カ月後に改めて診断書を提出することとなりました。

さて、75歳以上のドライバーは、3年ごとの免許の更新の際に認知機能検査を受けているわけですが、その間にも認知機能が低下している高齢者ドライバーは私はいらぬと思

ます。年に数回しか運転しないといった方もいますので、自身の認知機能の低下が運転にどのくらい支障を及ぼしているのか、次の更新までにどれくらい低下しているのかといったことは全く認識していない方もいると思います。知らない間に認知機能、判断能力、運転能力の低下が進行していき、いざ運転を始めた際に重大事故を起こしてしまった場合、被害に遭った相手は誰にどういう気持ちを持っていけばいいのか、また運転していた本人もその家族もいたたまれないのではないかと思います。現在中頓別町立自動車学校でも高齢者講習を任意でも受け付けしているようですが、75歳以上の免許保持者が3年に1度の免許更新の際に認知機能検査を受けていますが、町独自でもっと頻繁に、1年あるいは半年ごとにこうした機能を設ける仕組みをつくるのが高齢者ドライバーの事故防止や危険運転減少に必要ではないかと思いますが、町の考え方を伺いたします。

○議長（村山義明君） 小林総務課長。

○総務課長（小林嘉仁君） 昨年度の認知機能検査受検者は319名ということで、そのうち認知症のおそれがある者が4名ということであります。確かに認知症につきましては進行するものということもございまして、本当に3年でいいのかというご質問であろうかと思いますが、これにつきましては先ほども言ったとおり、地域ケア会議の中でそういったことも確認をしていっている。個々に、こういったような状況にあるよと、危険ではないかと。ただし、先ほども言われたとおり、年に数回しか運転していない者についてそれがわかるのかというところが非常に難しいところかなというふうに思っています。ただし、これについては、町独自でやったということになった場合に高齢者がどのような考え方を持つかというところをもう少し慎重に確認をしていかないと、半年あるいは1年に1回ということはなかなか難しいと。特に認知症になっている方につきましては、自覚がない部分もございまして、その部分であえて運転免許証の部分でちょっと危険ではないかと言うのもなかなか難しいかなというふうに思っているところではあります。そういった面では、今の支援体制、そういったものを継続していきながら、危険性をみんなで分かち合って、こういう方がいるよというふうなことで指導していくという体制が今のところ必要ではないかなというふうに思っているところでございます。

○議長（村山義明君） 細谷さん。

○5番（細谷久雄君） それでは最後に、ご答弁は要らないのですが、免許証の自主返納についてはほかのところでは交通の足を確保するというほかに、身分証明書にかわるものを発行したりして自主返納のきっかけづくりをしている自治体もあります。今後そういうことも念頭に置いて、町の方々にPRをしていただきたいと思います。

以上で1点目の質問を終わります。

それでは、2点目の質問に移りたいと思います。2点目の質問は、誰もが使いやすい町民サービスの向上に向けてについて伺いたします。近年マイナンバー制度の個人番号カードを利用して住民票などの各種証明書をコンビニエンスストアで交付するサービスが始まりました。コンビニは365日、夜間や早朝などにも対応していますし、平日の役場

開庁時間、午前8時30分から午後5時15分以外の時間帯や休日でも簡単に証明書を取得できます。導入費用、維持費もかかると思うが、必ずや町民サービスの向上につながると思うが、町長の考えを伺います。

○議長（村山義明君） 小林町長。

○町長（小林生吉君） 町民サービスの向上に向けてのご質問にご答弁を申し上げます。

マイナンバー制度の個人番号カードの普及率は、全国で10.7%、北海道では9.1%、平成29年度の総務省調査でありますけれども、となっております。このため、コンビニエンスストアを利用した各種証明書の交付については全国的にもまだ時間がかかるものと考え、北海道における参加市町村も現時点では12市町村だけと聞いております。しかし、個人番号カードの普及において各種証明書のコンビニエンスストア交付は総務省から促進がされているところであり、また今後の住民サービスの要望や時代の流れに応じてその準備に向けた対応が必要になってくると考えられます。

現在検討されている各種証明書交付の内訳は、住民票の写し、住民票記載事項証明書、印鑑登録証明書、各種税証明書、戸籍証明書、戸籍の付票の写しとされ、住民票に関しては住基ネットで広域化が可能となっており、戸籍に関しては近隣5町村による共同利用となっているため、他の4町村と連携を図りながら進めていく必要があります。また、各種税証明に関しては、住民税システム及び固定資産税システムの導入が必要であり、管内他町村では既にシステム導入済みですが、当町は未導入のため、まずはシステムにおいて管内町村と足並みをそろえておく必要が生じるところです。これらの前段階の準備を行い、できるだけ経費を節減する上でも広域的なシステムの構築に向けて検討していきたいと考えております。

○議長（村山義明君） 細谷さん。

○5番（細谷久雄君） それでは、ただいまの答弁を伺いまして、2点ほど再質問させていただきます。

1つ目は、マイナンバー制度の個人番号カードを利用して各種証明書をコンビニエンスストアで交付するサービスが始まりましたが、交付時に使用するマイナンバーカードについてまずお伺いをいたします。中頓別町での普及状況は現在どのようなものなのか。さらに、このマイナンバー制度について町としてどのように取り組んでいるのか。また、この制度のメリット、デメリットをどのように町として考えているのかお伺いいたします。

2つ目、管内他町村では各種税証明に関して住民税システム及び固定資産税システムが既に導入済みなのに、なぜ本町だけ未導入なのか。また、導入費用はどれぐらいかかるのかお伺いしたいと思います。

○議長（村山義明君） 小林総務課長。

○総務課長（小林嘉仁君） まず、マイナンバーの個人番号カードの普及についてなのですが、中頓別町における発行枚数は116枚、これは移動した方もいらっしゃいますので、単純に住民数で割り返しますと6.6ということで、全国平均よりも低いという状況でござ

ざいます。マイナンバーの部分のメリット、デメリットということに関しまして、基本的に今段階では余りメリットが大きくはないというふうなところがあるかと思えます。それもありまして、総務省としてもマイナンバーを使ったサービスを充実させていきたいというふうに考えているところではないかと思えます。

それから、システムに関してなのですが、基本的に当初ほかの町村で導入された段階で、今段階はまだ早急に導入しなくてもいいだろうというふうな判断があったかと思えます。その部分で2つのシステムについては今のところ導入されていないということで、当町としましても今後こういったようなマイナンバーの促進がされるということであれば、住民税システムあるいは固定資産税システムの導入が必要になってくるのではないかなというふうに考えているところです。概算ではございますが、このシステムの導入につきましては200万円程度と、ちょっと古いデータなものですから、金額については変わると思いますが、その段階で調べた段階では200万円程度というふうに伺っております。

○議長（村山義明君） 細谷さん。

○5番（細谷久雄君） それでは、再々質問させていただきます。

マイナンバー制度の個人番号カードを利用して各種証明書のコンビニでの交付が始まれば、おのずとマイナンバーカードをつくらうと思う人もふえるのではないかと私は思います。また、北海道における参加市町村は12市町村であります。ことし2月22日より宗谷、留萌管内で初の取り組みとして、お近くの幌延町がこのサービスを始めました。サービス初日の22日、野々村仁町長みずから町内のコンビニ、セイコーマート幌延店で住民票の交付を体験し、利用性をPRしたそうです。サービス開始から約3週間で10人程度の利用があったそうで、平日に役場に来る時間をつくりづらい工場勤務者から、平日は仕事をしていて、土曜も日曜も用事があつたりするため、なかなか役場に行くことができないため、このコンビニのサービスがあるとありがたい、利用したいという声が町に寄せられているそうです。また、町長は、役場業務の省力化にもつながればと話しているそうです。

それを踏まえ、中頓別町でも、まだまだ計画にすらのっていませんが、検討で終わるのではなく、前向きに取り組む姿を見せてもらいたいと思えますが、再度町長の考えを伺います。

○議長（村山義明君） 小林町長。

○町長（小林生吉君） 細谷議員おっしゃるとおり、このサービスを提供できることが住民の方にとって非常に利便性が高いということについてはおっしゃるとおりだというふうに思います。ただ、現状導入に要する費用、それからこのシステムを利用する人の割合と、そのあたりを十分に見きわめた上で、決してこれをやるという場合について安い費用でできるわけではないというふうに思いますので、しっかり検討はしたいというふうに思います。

○議長（村山義明君） 小林総務課長。

○総務課長（小林嘉仁君） 基本的に今のところ住民票の発行等につきまして住民の方々から要望がございましたら、昼間のうちに受け付けをしておきまして、仕事の終わった後、6時あるいは7時ごろまで交付の手続を、交付はもう既にしているのですけれども、交付しているというふうな実態もありまして、なるべく住民の皆様にご迷惑のかからない形で進めているということをご報告申し上げます。

あと、幌延町の関係につきましても存じておりまして、こういったような状況になっているかということをご報告していきたいというふうに思っております。

○議長（村山義明君） 細谷さん。

○5番（細谷久雄君） それでは最後に、導入費用、維持費もかかるとは思いますが、町民サービスの向上に向けて早急なシステムの構築に尽くしていただきたいと思っております。

以上で私の質問を終わりたいと思っております。

○議長（村山義明君） これで細谷さんの一般質問は終了いたしました。

引き続き、受け付け番号2、議席番号7番、星川さん。

○7番（星川三喜男君） 受け付け番号2番、議席番号7番、星川です。少々時間をおかりいたしまして今回提出されている町職員定数条例について質問したいと思っておりますので、よろしくご答弁のほどをお願いいたします。私は今、個人的なのですけれども、血圧が非常に高くなっていて、この答弁でもっともって血圧が高くなるのか、低くなるのか、町長のご答弁をよろしくをお願いいたします。

それでは、町職員定数条例についてご質問させていただきます。今議会には、町長部局を70名から80名に、それと教育委員会を15名から17名に増員する職員定数条例の改正案が提出されていますが、12名もの増員を可とすることは、これまでの行革努力を台なしにし、人口減少で地方交付税が減少していく中、この町では財政破綻を招くものであると私は思っております。私は前にも述べさせていただきましたが、一説には大卒地方公務員の生涯賃金は2億円から2億5,000万円と言われていますが、12名の定員増なら約30億円の負担増となります。それとあわせて、退職後の年金も結局は税金が原資であり、将来の町民負担ははかり知れないものだと思います。提案自体が職員のためであり、町民のほうを私は向いていないと思っております。職員数を減らすなら私は納得、理解できますが、現定員でやれないのは行政運営能力が欠如していると言うしかないと思っております。町民のことを一番に考えるなら、私は提案を撤回すべきと考えますが、町長の所見をお伺いいたします。

○議長（村山義明君） 小林町長。

○町長（小林生吉君） 職員定数条例の関係でご答弁を申し上げたいと思っております。

町職員定数条例の一部改正については、平成18年10月に町長部局を85名から70名に、教育委員会部局では8名から15名に改正されており、町長部局から教育委員会部局へこども館職員の変更と早期退職者がふえたことによる町長部局の実質減員は、8名としたところです。平成18年当時は財政改革の真っただ中であり、退職者不補充を行うこ

とで新規職員を採用せず、最小限の職員数で業務を進めてきた経緯があります。ここ数年は、退職者数に応じて新規職員を採用してきておりますが、若い職員が採用されたことにより育児休業取得者もふえてきており、現在は3名の職員が1年間の育児休業を取得しております。

町民要望におけるサービスの充実については、医療分野においては訪問看護やリハビリテーションの実現、福祉分野では認知症対策等における地域包括支援センターや子供の健全な育成を推進する子育て世代包括支援センターの設置など、新たな事業への人員の配置も必要となってきました。また、世代交代を必要とされる保健師や保育士、土木系技術者等の配置、育成などで一定期間は職員の重複が必要とされます。それらを踏まえながら、今後予想される退職年齢の段階的な引き上げや退職後等の再任用職員の活用を通して、新規採用者の育成、人事異動等による住民サービスの低下抑制、職員年齢構成のゆがみの是正に対応すべく、町長部局では10名及び教育委員会部局で2名の計12名の定員増を図るものです。このたびの定員増は、むやみに職員をふやすのではなく、一時的に重複を余儀なくされる期間が生じることや新規事業及び再任用職員の配置における定員の増に対応したものであるということをご理解を賜りたいと思います。

○議長（村山義明君） 星川さん。

○7番（星川三喜男君） それでは、再質問させていただきます。

ただいまの町長の答弁はわかります。わかりますが、これは町民にとって一大事だと私は考えているところですので、これから再質問させていただきます。この間総務課のほうから資料提供してもらいまして、平成30年4月1日現在の定数なのですけれども、町長部局70名のところ66名、これは4名減、教育委員会部局は15名のところ14名ですか、これも1名減ということですので、あえて今回の提案の理由には私はならないのかなと思っていますし、平成28年度に第3次定員管理計画を策定しておりますよね、そういった中にもかかわらず今回こういう提案がされるのは、私は納得いかない。定員管理をうたったもので、現状が最少の経費で最大の効果を求める地方自治法に合致しており、定数は私は現状が一番妥当だと思っておるところでございます。

これは、平成15年でなかったかなと思うのですけれども、合併協議が破綻し、自立の道を選択したとき、職員の資質を向上させて将来の職務増加と住民サービス低下を招かないためにグループ制度を導入。発案したのは、多分町長みずからだと思います。その町長が自立の道を決めたときから財政的には人口減少と収入減を見越して、こういうようなものをつくり上げて議会に提案し、可決されたものだと思います。この提案理由の中に、新規事業を行うから人員をふやすとか、産前産後の職員が多いがために仕事が滞るということでこういうような増を提案されておりますが、それならそれなりに人員をふやさないと職員間同士で仕事の創意工夫をすべきではないでしょうか。民間企業なら、経営内の収入が減になれば、すぐにリストラです。人を首にします。それで、プラス・マイナス・ゼロにつながります。でも、これはいいのだから悪いのだから、公務員はそうはなりません。一度

採用してしまうと退職まではおろか、年金まで先ほど言ったように税金が入っているのですから、町民は生涯その職員の生活を支えなければならないということなのです。これは、町民にとってはたまりません。町民が幾ら努力してでも職員を養っていかなければならないというのが現実です。町民のことをイの一番に考えるならば、今の現状で職員がもっと努力すべきと考えますが、ご意見をお伺いします。

○議長（村山義明君） 小林町長。

○町長（小林生吉君） 星川議員の血圧を上げるような状況になっていて大変申しわけないと思いますが、まず町民第一ということにおいて私は星川議員といささかも思いが違うとは思っておりません。私たちは職員全てがまず町民第一という思いで仕事をしているということでご理解を賜りたいと思います。星川議員がおっしゃるように、私自身は平成8年から始まった最初の定員管理計画、それからその10年後につくった前の定員管理計画を職員として担当してまいりました。その中で職員の大幅な削減ということを計画に盛り込んで、それを実現してきたというふうに思っております。今その思いが当時と違うということでは決してなく、現状に必要な最小限のところでの今回の定数条例の改正についてのご提案をさせていただいている、そういうつもりであるということをご理解を賜ればというふうに思います。

まず、財政状況の心配もございましたけれども、当町においては先ほど申し上げた一連の定員削減ということをやってきた中で、同規模、いわゆる類似団体の市町村と比較しても人件費の割合は一貫して低く保ってきています。かつ、現在の経常収支比率については、平成28年度でありますけれども、これは同じような類似団体が81.2なのに対して本町は55.1という非常に健全な状況を保っているというふうに自負しています。この中における人件費の割合も、類似団体では23.2という数字に対して本町は18.5という、こういう状況の中でこれまで健全な財政を維持し、かつ将来に向けての基金もしっかり蓄えてきたというところをまずご理解を賜りたいと思います。

これを実現してきたのは、全てではもちろんありませんけれども、職員が本当に少ない人数の中で頑張ってきたということによるというふうに私は思っています。これは、人数だけではなくて、給与の削減も含めてでありますけれども、そこをぜひご理解を賜りたいというふうに思っています。その中で去年、議員にも随分お叱りを受けましたけれども、なかなか事務処理の完全な執行ができず、いろんなミスも生じたというような経緯があります。現在も若い職員も含めて大変な時間外、執務時間が終わってからも残ってやらざるを得ないというような部署が多くあって、そういう現状があるということでもあります。それぞれ精いっぱい努力して今の事務を執行している状況であるということもぜひご理解を賜りたいというふうに思います。

今回総数では12ということでもありますけれども、例えば町長部局に関して言うと、うち5名分は実質的には病院の関係で、訪問看護やリハビリをやり、それから看護師の配置なんかも道などからの指導もあって適切な人数配置をしなければならないという中で、そ

れぐらいの枠を確保しておかなければならないかなという、先ほど来言っているような育児休業の対応なんかも含めてですけれども、あると。教育委員会の2名分については、ことし既にゼロ歳児の関係で保育士を1名あらかじめ多くしていて、対応するようになっていきますけれども、さらにもう一人ふやさないとならないような状況に、それでないと待機させてしまうような状況を生みかねないというのがあって、それらについても対応できるような体制をとっていかなければならないということです。

実質一般行政部門の対応の部分では5名ぐらいの枠の増という範囲になりますけれども、先ほど来説明をさせていただいているように、一時的なそういう対応をせざるを得ない状況を想定しての定数条例の改正であるというふうにご理解をいただきたいと思います。今の新しい定数を常にフルに職員を置くという考え方は一切持っておりません。それを条件としながら、改めて定員管理計画において適切な人員というものをもう一度再検証して、職員総数の管理を図っていきたくと。大前提としては、先ほど申し上げましたように、今ここまでやってきた健全な財政運営を大きく損なうようなことは決してないと、それを大前提としてそういうふうに進めさせていただきたいという考えでありますので、ぜひご理解を賜ればというふうに思います。

○議長（村山義明君） 星川さん。

○7番（星川三喜男君） それでは、再々質問させていただきます。

町長の認識と私の認識の違いはないかもしれませんが、やはり大幅な定数増は納得ができません。強いて言えば、町長部局70のところを66名、4名減です。その中で建設課の水道係、水道課に技術員を早急に採用するのが妥当だと、これは私は大いに賛成します。というのは、今の建設課長が出張の場合、当町から離れた場合、この間も町長の報告にもありましたけれども、水道の事故があれば誰が対応するのかという、重大な問題が起きます。たまたま今回も課長が町内にいたから速やかに対応できたのですけれども、課長が出張でいなければ右往左往する羽目になったのではなかろうかと思っておりますので、そこには早急に、既に4名減ですので、一人でも二人でも水道職ということで私は早急に採用してもらいたいと思います。

それと、教育委員会、認定こども園にも1人増しなればならないというよりも、3月の定例会で私は反対、人材には反対はしませんけれども、採用方法に反対をしたものですが、新こども園園長が配置されて、副園長がいますよね。園長がいるにもかかわらず、今までは子供にも余りタッチできなかったのだらうけれども、副園長は今後子供にも対応できるような事態になっていると思いますので、そこには新たな職員は私は要らないのかなと思っております。それと、町長部局にも副町長も設置し、その中で4名減となりましたから、副町長も職員を束ねていく一人として、職員が困っていれば、そこに副町長も向かい、仕事を手伝ってやるとか、指導してやるとか、そういうことを部局内全員が一丸となってお互いに助け合っていくのが職員間のシステムでなかろうかと思っております。

あえて定員増をするわけではなく、今までこの職員数で頑張ってきたのです。今後課長を

中心に部下を一生懸命指導し、協力し、知恵を養い合って、職員間同士ももっともお互いに。今見ていますと、グループ制を導入していてもまとまりがないグループ制、話をしても、一人が納得していても、隣に言ったら、同じことを聞いても私はわかりませんと。そういうグループ制はあり得ないです。2人、3人が同じ課題について一致しなければ、グループ制を導入している意味合いもありません。定員を増にするのでなく、基本的にそういうことを職員に植えつけてまずはやっていく、そして少人数の中で努力をしていくのが町民に対してのサービスです。増員すれば、サービスどころではありません。町民は苦しんで、苦しんで死んでいきます。死んでしまえば払わなくてもいいから簡単かもしれないけれども、町民のことを考えれば、職員だけがふえて仕事が楽になる、そういう考えですよ、町民は。それで、2億円から2億5,000万円、そんなばかなことがあるかというような町民の声です。悪いですけども、もっともって職員間同士で努力すべきところが多々あるのでなかろうかなと思います、町長、最後のご意見をお伺いします。

○議長（村山義明君） 小林町長。

○町長（小林生吉君） 我が町における職員の今の働いている現状について議員は大変厳しく捉えられているかもしれませんが、グループ制の話もありましたけれども、課長職にあっても誰ひとり机に座ってただ部下からの報告を待っているというようなことではなく、それぞれの課長が若い職員と一緒に現場に行ったり、若い職員の仕事をサポートしたり、そんなふうにしてやっているし、若い職員同士も協力し合っている。私はそういうふうに認識をしていて、それができていないというような、やっていないというような認識については、まず異を唱えさせていただかなければならないというふうに思っています。もちろんどこが本当に適切な配置なのかと、設定するのは悩ましいところはありますけれども、私は職員は自分たちの能力以上に仕事を抱え、それを何とかこなすためにみんなで協力し合って頑張っていると、そういう現状にあるということはぜひご理解を賜りたいというふうに思います。

グループ制の話もありましたけれども、かつて係制であったころには考えられないように、それぞれのグループの中で担任事務をお互いに協力し合っているというふうに私は思っています。そういう中で、去年のようないろんなミスも生じているので、それでもう十分だということではもちろんなく、さらに仕事の精度を高めて、少しでも効率的に仕事ができるように業務の改善に取り組んでいくという、その姿勢は求めていかなければならないというふうに思っていますけれども、まず現状の職員がしっかり頑張っているという、そこだけはぜひお認めをいただけないかなというふうに思います。

それで、先ほど申し上げましたけれども、決して我が町は人件費において無駄に多く、他町と比べてもそこに費やしているということではなく、むしろずっと少ない。そういう状況の中でやっているということでもあります。そこもあわせてご理解を賜ればというふうに思います。ただ、議員が心配されるように、将来は交付税が減っていくとか、そういう懸念はあります。それに備えて最少の経費で最大の効果を上げる行政の執行ということ、

そこについてはしっかり職員と一緒に取り組んでいく覚悟でありますので、今回の提案についてぜひご理解を賜りたいなというふうに思うところであります。

○議長（村山義明君） 星川さん。

○7番（星川三喜男君） わかりました。再々質問を終わりましたから、あれですけども、今の答弁を聞いて、他町村、他町村と、そういう言い方は。やっぱり我が町のことで。他町村が定数が多いから、この庁内が少ないから他町村と比べるのではなくて、我が町がこの定数で今まで一生懸命やってきたのです。そうでしょう、町長。ですので、あえて私はこの定数を今いじる必要がないということを言いまして質問を終わります。

○議長（村山義明君） これで星川さんの一般質問は終了いたしました。

引き続き、受け付け番号3、議席番号6番、東海林さん。

○6番（東海林繁幸君） 議席番号6番、東海林から質問いたします。初めに、特別職報酬等審議会を設置したことについて申し上げます。

私の質問の要旨としては非常に短い質問で、よくわからないところもあると思うのですが、まず1番目の報酬等審議会を設置し、諮問した意義を伺いますというのは、私は従来から再三議会において、当町の特別職等、各委員の報酬は非常にレベルが低いと、言うなれば報酬が安いということを再三言ってきて、早くこれを是正するために特別職報酬等審議会を設置して協議すべきであるということを前提に今まで言ってきたわけです。それに対して、このたび町長は審議会を設置し、諮問してくれたそうで、これは非常に私としてはありがたいと思いますが、前提はそういう意味で、当町の報酬額が低いということから見直しをなささいという意味で申し上げてきたことであります。

2点目の報酬額の適正な基準をどう考えていますかというのは、前段の質問者で他町と比較したらだめだと言うけれども、報酬額だとか、そういうものは他町との比較だとかしなければならぬものなのです。例えば全道の平均でどうなのだとか、そのまちの困難性からしてどうなのだというようなことをしんしゃくしながら、どこに報酬額の適正な基準を置くのかというところをお聞きしたいと思っております。

以上です。

○議長（村山義明君） 小林町長。

○町長（小林生吉君） あらかじめ用意した答弁でさせていただければと思いますが、特別職報酬等審議会を設置したことについてのご質問にお答えしたいと思います。

1点目の設置し、諮問した意義ということでもありますけれども、特別職報酬等審議会につきましては、平成21年1月に開催されて以来設置をしてきておりません。この間ひたすら財政改革に取り組み、一定程度の財政健全化が図られたものと考えております。このたび平成30年5月21日に審議会を設置し、諮問を行ってまいりました。特別職、町議会議員、農業委員、監査委員、各種委員会委員など、全ての役職や役割に対する認識を新たにするとともに、その重要な任務に対する評価をいただく機会であると考えております。今回の諮問に当たっては、報酬額改正の必要性も含めてご検討いただくこととしておりま

す。

2点目の報酬額の適正な基準についてでありますけれども、第1回の特別職報酬等審議会の審議に際し、町からは一切の報酬の想定額は提示してございません。資料の提示としては、旭川財務事務所ですとまとめられた中頓別町の財務状況と将来予測及び政策経営室で統計をとっています10年間程度の財務指数の提示を行い、概要の説明を行ってまいりました。また、管内及び近隣町村、類似団体との報酬比較や一般職との給与比較の資料も提示しております。町としては、報酬額の適正な基準についても審議会に委ねることとしております。審議会では、改正の必要がある場合には根拠を持って報酬額を提示していきたいとのご意見であり、今後の審議会で報酬額の適正な基準が示されるものと考えております。それが今後の報酬額の適正基準になるものというふうに考えております。

以上です。

○議長（村山義明君） 東海林さん。

○6番（東海林繁幸君） 気になることがあります。私は、町長は人物評価としては個性的な人で主張できる人だと思っているのです。ところが、この諮問の仕方が、これは悪く言えばみんな丸投げと言うのです。私の意思はありません。あなた方で考えて教えてください。これではだめなのです。町長の主張も意見ものせないと、説明しないと。言いにくいだろうけれども、中頓別町のレベルは非常に低いですよと、行政として各種委員を頼むのにも非常にこの低さではやりにくいと。そういうことをきちっと言わないと、審議会のメンバーがどなたになっているのかわからないけれども、多分四、五人のメンバーだと思うけれども、例えばこの人たちが報酬を上げれば町費をそれだけ出さなければならぬでしょう、財政上大変だというのだったらそんなものは上げる必要はないと5人が5人思ったら、どうするのですか。そうではないでしょう、問題は。実際に当町のレベルがどういったところにあって、私としてはこの程度までしたいですというぐらいの考え方を町長が主張しないで何が諮問なのか。私は、町長の個性豊かなそこら辺を信用して、審議会設置をし、諮問してくださいという思いで今まで言ってきた。この辺が私は残念なのだけれども、町長として聞きますけれども、今の町のレベルが低いのか、高いのか、また平均なのか、どう感じていますか。

○議長（村山義明君） 小林町長。

○町長（小林生吉君） 町としての、私としての報酬に対する考え方をしっかり伝えて審議をしていただくべきだというご意見については、従前の報酬等審議会は基本的には町側がこれぐらいに上げたいというものを示しをして、それで審議をしていただいて、最終的に答申を受けて引き上げてきたという経緯があります。私自身は今どう考えているのだというご質問があって、大変答えにくいところなのですけれども、私自身はそこを私自身が一旦判断せずに、しっかり報酬等審議会で審議をしていただいた上で、最終的にその答申のまま報酬改正の提案をするのかどうか、そこで私の考えを明確にしたいなというふうな考え方をしております。

私自身に関してというよりは、他の特別職、例えばですけれども、一般職の他町村の、また他町村と言ったら怒られるかもしれませんが、地方公務員、町村の標準的な国家公務員に準拠した運用をしていけば、おおむね一般職の人でも私ぐらいの給料に達する職員はいるだろうと思います。ということは、特別職の2人についてはそういう職員よりも安いと。現状でも、うちの職員の一番、今は職員でもよそから見るとずっと低いのですけれども、低い職員よりも特別職のほうが低いというような現状を考えれば、そこをどこまで我慢すべきなのかなとかということを感じるところはないわけではありません。そのほか、今各種行政委員の皆さんについても非常に、なっただけの人口も減ってきていて大変だというふうに思います。農業委員会の関係でもご意見をいただいたりしていますけれども、そういう公職についていただく方に対しての適切な報酬というのはしっかりあるべきだろうと、現状では確かに低いのかもしれないというふうな認識は持っています。

ただ、基本的には、今私自身は我慢しろと言われれば十分我慢する覚悟はしております、まず一旦他の市町村や我が町における財政状況などをしっかり見ていただいて、有識者の皆さんのまとめていただく結論を一旦見させていただきたいというのが今回のやり方でありまして、私もそういうやり方が望ましいかなというふうにして判断したところでありまして、ご理解を賜りたいなというふうに思います。

○議長（村山義明君） 東海林さん。

○6番（東海林繁幸君） 町長のお答えでニュアンスとしては低いという認識をされていることもわかるし、現実に町長の報酬を見ても全道で最下位に近いところにいるわけで、それで町長、何も言わないで、あなた方で決めてくださいではだめだと思う。私の報酬はいいから、ほかの委員は上げてやってくださいぐらいのことを言わなければだめです。そのぐらいのことは言えるでしょう。そういう意味でいうと、今は審議会を開いたばかりで、まだ内容の検討をしている最中ですから、あと何回やるのか知らないけれども、そういった機会に議会の意向だって議員の意向だってあるということも伝えてほしいし、そういう意味で、あと審議会何回やって、結論はいつ出すのですか。その結果、引き上げという形になるとしたら、いつごろの時期を目指しているのか、その辺をお伺いします。

○議長（村山義明君） 小林総務課長。

○総務課長（小林嘉仁君） 審議会の状況についてご報告申し上げます。

今審議会の構成メンバーは、7名ということで審議させていただいております。審議会の第1回目につきましては、先ほど町長のほうからご説明したとおり、町の財政状況や他町村との比較等をご説明申し上げました。町長の意向としましては、まずは上げる、下げるではなくて、どのような状況か確認をしていただいて判断いただくということでございまして、その中でも一部ご意見等を今の段階ではいただいているところでございます。

それから、あとの審議会の日程でございまして、一応2回目を6月の下旬のほうに設定してございまして、あともう一回程度、大体3回程度になるのではないかと、残り2回程

度になるのではないかなというふうに考えているところでございます。

○議長（村山義明君） 小林町長。

○町長（小林生吉君） 改正するかどうかも含めて現時点ではまだ明確に方針を持っているわけではありませんけれども、全部一律ということではなく、委員等によっては今年度中に引き上げるべきものもあるかというふうに考えておりますし、少なくとも特別職等についての改正という話になれば、それは翌年度の4月とか5月とかというような時期を想定することになるのかなというふうには思います。

○議長（村山義明君） ここで昼食のために議場の時計で午後1時まで休憩いたします。

休憩 午後 0時01分

再開 午後 1時00分

○議長（村山義明君） 休憩前に戻り会議を開きます。

東海林さんの一般質問を続けます。

質問事項2から始めてください。

○6番（東海林繁幸君） 引き続き質問させていただきます。

私の2番目は、社会教育主事を公募していることについて伺いたいと思います。質問の内容が非常に短くて、わかりにくかったと思って反省しておりますけれども、しかもどのような人というような抽象的な言い方をしたりして、まことに申しわけありませんが、私がお聞きしたかったのは、教育長がイメージしている社会教育主事の役割と内容からどんな人物を予定しているのか、そういう人柄の問題も含めてお聞きしたつもりであります。どのような方を考えているのかお聞きします。

それと、公募しているわけですが、応募状況はどんなふうになっているのか伺いたいと思います。

○議長（村山義明君） 田邊教育長。

○教育長（田邊彰宏君） 答弁させていただきます。

どのような人の配置を考えていますかということで、こういうふうに記載させていただいたのですが、私としては各体育、文化団体へのアドバイス、支援、成人教育、生涯学習、講座や講演の企画立案、運営にたけている人、経験のある人を期待しております。ただ、旬報のほうで5月25日発行号で広報を行ったとおりであります。年齢は45歳以下で、社会教育の業務に5年以上従事した社会教育主事資格を有する経験者であり、高い資質、能力を有する者の配置を考えておりますというふうに答弁書のほうには記載させていただきました。成人教育とか生涯学習とかの社会教育にたけて、そういう経験があって、この町に来ていろんな講座等の企画立案、運営等、これを行ってくれる人を私は期待しているところです。

それから、応募状況については、旬報、町のホームページ、ハローワークにより公募を

かけておりますが、現在応募者はございません。応募がない場合には、資格要件や経験年数を下げること検討しながら公募を継続していきたいと考えております。

○議長（村山義明君） 東海林さん。

○6番（東海林繁幸君） どのような人ということについては、教育長のお答えで十分だと思います。ただ、社会教育主事というのは、教育長は局で指導主事も経験しておりますので、社会教育主事の方と席を並べていたこともあったと思うので、局の社教主事の仕事の内容はよくご存じだと思うのですが、局の社教主事と市町村の社教主事の役割、任務は全く違うわけで、この辺は配慮が必要かなと思うのです。まずは、専門性についてはそれぞれ有資格者でありますれば当然だと思いますけれども、地元、地域に根差した社会教育を行うとすれば、人柄が非常に大事だと思うのです。また、各種団体の指導の中ではオピニオンリーダーとしてもすぐれた才能が必要だと思います。

そういったことでは、非常に採用については難しいと思うのですけれども、公募の仕方ですけれども、ただホームページやハローワークに言ってもこれは決まらないと思うのです。というのは、少なくとも45歳以下の現役を採用するという事になれば、言うなればヘッドハントするようなことになると思うので、教育長が人脈を通じてそれぞれの市町村の現役の社教主事や、そういった人たちに当たらなければだめだと思うし、従来は社会教育主事が少ないときには道教委に相談して、教育局なんかと相談しながら、道教委の社会教育主事を何とか市町村に、派遣ではなくて採用するというやり方も随分とっていました。ですから、情報源としては教育局、道教委の社会教育課あたりが一番持っていると思いますので、積極的にそこのかかわりを持たないと、一片のハローワークやホームページだけではなかなか集まりにくいと思うのですが、教育長、その辺の考え方もありますか、お伺いいたします。

○議長（村山義明君） 田邊教育長。

○教育長（田邊彰宏君） 任用の方法についてなのですけれども、ヘッドハンティング的な任用の仕方は頭にはないわけではありませんけれども、3月の1回目の定例会でありましたので、やはりこれは公募ということが一番ふさわしいのではないかなというふうに考えております。ただ、私のつてをたどりますと、現役の社会教育主事で45歳以下という人はなかなかありません。同年代でありますと、校長をやって社会教育主事になっている人、まだ現役でいる人、社会教育主事として長く勤めて、今大学の先生をやってる人、こういう人はいるのですけれども、そういうつてはあるので、誰かいい人がいないだろうかということについて情報を入手することはできないことはないと思います。それから、教育局のほうについては、これはざっくばらんに言って、中頓別町でこういう社会教育主事候補を探しているのだけれども、どなたかいないだろうかということは聞くことはできると思います。

○議長（村山義明君） 東海林さん。

○6番（東海林繁幸君） 実は私の思いは、今教育長が言ったような人を採用すべきだと

思うのです。というのは、公募というのは一通りの公募はするとしても、本当にふさわしい人であるかどうかというのはまた別問題で、4月には相座先生のような方に来ていただきましたし、そういう意味では、社会教育主事という資格は必要ではありませんけれども、今言ったように退職した方でもいいですし、長い経験を積んだ人のほうがかえってありがたいと思うのです。ヘッドハントをするのが悪いという思いはなさらないで、これから広くそうしたほうがいいと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○議長（村山義明君） 田邊教育長。

○教育長（田邊彰宏君） ただいまの議員のご発言については、ありがたく頂戴させていただきたいと思います。

○議長（村山義明君） これで東海林さんの一般質問は終了いたしました。

引き続き、受け付け番号4、議席番号4番、宮崎さん。

○4番（宮崎泰宗君） 受け付け番号4番、議席番号4番、宮崎です。1問目は、副町長の役割について伺います。

小林町政がスタートしてから丸3年が過ぎ、任期は残り1年となりました。振り返れば、やはり算定ミスによる前年度の交付税減額が際立ち、ほかにも地方自治法違反、消費税未払いの発覚、国保税の課税誤りなど、過ちの多い役場になってしまったという印象が強い。設置時に間違いのチェック作業も行ってもらいたいとした副町長は、新年度人事で総務課長との兼務を解かれました。副町長が設置されてからも大きなミスは起こり続けているにもかかわらず、仕事を減らし、単に割高な役職をつくっている余裕があるなら、兼務はただの印象操作だったのではないのでしょうか。楽をしていただくわけにはいかないのに、例えば監査委員からも指摘のあった自動車学校事務職の膨大な時間外勤務に対する負担軽減等、さまざまな特命に取り組んでいただくべきではないのでしょうか。

○議長（村山義明君） 小林町長。

○町長（小林生吉君） 副町長の役割についてご答弁を申し上げます。

ことし4月から総務課長を置き、副町長専任体制となりました。副町長の基本的な役割である長を補佐し、政策及び企画をつかさどり、補助機関である職員の担任する事務を監督するという立場で、ようやくその力を存分に発揮してもらえる体制が整ったというふうに考えています。行政に対する信頼回復に向け、組織強化、人財育成にしっかり取り組むとともに、さまざまな課題の解決を積極的に進めていっていただきたいというふうに考えています。

○議長（村山義明君） 宮崎さん。

○4番（宮崎泰宗君） ご答弁からすると、今ようやく副町長の力が発揮される体制が整ったというご答弁になるかと思いますが、だとしたら副町長を設置するか否かの議論は今なされるべきだったのではないのでしょうか。だとしたら設置されてから兼務が解かれるまでは一体何の仕事がされていたのか、総務課長ですか。副町長としての仕事はできない状況とわかっていながら、先に給料と権限だけはふやしたのではないかなというふうに思え

てしまうのですけれども、この点についてはいかがでしょうか。

副町長の総務課長兼務という、正直町職員でさえ理解に苦しむというような方もいらっしゃいましたけれども、この不可解な人事からしても、これはどうも設置することが目的であって、設置した後のことは考えていなかったというふうに感じます。では、それに一体何の意味があったのか。兼務が解かれたわけですけれども、副町長が設置されたときと今とで何か変わったのか。私は特段大きな変化はなかったと思うのですけれども、兼務が解かれるほどの変化があったとは思えませんが、この点についても再度伺いたいと思います。

それと、最初の質問にあるのですけれども、質問と受け取られなかったのかなと思うのです。一応例としてなのですけれども、自動車学校の状況についてはいかがでしょうか。私は、町民の方からお話をいただいて、3月定例会でお伺いをしたのですけれども、そのときは高校生が多い繁忙期だけそのような状態にあるというようなことだったのですけれども、その後の臨時会で西浦議員が質疑されたときも全く同じ答弁をされていたかなというふうに思います。どちらも遠藤副町長から答弁いただきました。臨時会では、監査報告で恒久的なハードワーク状態にあると指摘されていたにもかかわらずということで、これは何が正解なのか、自動車学校の状況を把握できていないということなのか。この点についても再度伺いたいと思います。

○議長（村山義明君） 小林町長。

○町長（小林生吉君） まず、副町長の設置に関する基本的な考え方のところ、これは何度も何度も繰り返してきた行き違いというか、違いのように思うのですけれども、まず制度として副町長は置くのが基本だということだというふうに思います。それを財政的な一時的な状況の中で置かない期間が10年という長い期間に達したということで、その前から10年を超えない範囲で、そこを一つのめどとして、あるべき制度としてしっかり副町長を配置するということがまず地方自治体の組織のあり方としては必要だというふうな認識をしております。ただ、そのときの職員体制の問題から、1年間については、大変だったというふうに思いますけれども、全体の統括をする立場でありつつ、かつ総務課長の事務取扱というところでやっていただかざるを得なかったというような状況でありますけれども、地方自治体としてのあるべき組織体制をしっかりと整えてきたというふうに私は考えておりますし、副町長を置いたから、そこによって劇的な何か変化ということでは、なかなか見えるようにはならないというふうに思いますけれども、ご質問の中にもあった去年、私も本当に残念な思いをしておりますけれども、多くのミスが発覚というか、ミスが起こってしまったというような状況に対して、それが起こらない組織体制をしっかりとつくっていく、その先陣として副町長の役割、期待ということになっていくというふうに認識しています。

自動車学校の問題については、副町長のほうから答弁を補足してもらえればというふうに思いますけれども、ことしに入って1人、また指導員の採用もしておりますし、恒常的

な超勤が生じない体制に改善するためにしっかり副町長に指揮をとっていただきたいというふうに考えています。

○議長（村山義明君） 遠藤副町長。

○副町長（遠藤義一君） 自動車学校の事務に関する時間外の関係でありますけれども、基本的には以前にも説明したとおり、繁忙期において過大なる時間外を生じるという実態があるということは間違いありませんし、そういう説明をさせていただきました。それ以降、自動車学校における事務職員の方と業務の進め方に関していろいろ状況を確認してきた経過があります。その中で、私どもとしても、今の状況は基本的にこれは改善しなければいつまでたっても直らないという状況がありますので、できれば2名体制にしたいという話を自動車学校のほうにもさせていただきました。そのことによって、1名に過度にかかっていた業務の内容の軽減が図れることに、そういうことにつながると。ただし、今行っている事務職員の方の業務の内容に関しては、高齢者講習に関する業務も一部本人が担っている部分があります。ただ、単純な事務作業だけではなくて、高齢者講習の事務も担いつつ、かつ公安委員会等に提出しなければならない書類等の整理もその方が担っているという実態があります。それらを考えていくと、やっぱり複数でやるべきなのが本来だというふうには私としても考えています。

ただし、現状の自動車学校の運営状況を踏まえたときにどうあるべきかというふうになると、非常に難しいところがあるという話も以前させていただきました。今現状は、基本的に事務職員がしっかりと休むための時間を確保するために学校全体としてどうあるべきかということについて指導員の先生方にも協力をいただきながら対応をとっておりますので、繁忙期はまだ先ですので、4月以降の時間外については大幅に軽減をされてきている状況でありますし、今後もそういう形が整えられるように学校のほうとまた協議は進めていきたいというふうに思っています。

○議長（村山義明君） 宮崎さん。

○4番（宮崎泰宗君） 自動車学校の関係は、今副町長からご答弁いただいて、そのような状況にあるということでわかりました。

副町長そのものに関しては、町長もご答弁されています。何度もやりとりをさせていただいて、町長がおっしゃることももちろんわかっているのですが、副町長は基本的に置くべきだというふうにされていて、10年不在の状況であったと。ただ、年数は私は余り関係ないと思うのですが、副町長を置くべきであるけれども、置かないということも可能なわけです。そうやって中頓別町はやってきたということですから、なかなかお互いに合わないところがあるかなというふうに思いますけれども、1点、今体制が整ったというところで、ちょっとわかりにくかったのですが、今の体制は副町長が設置されたときにもう既にとれたのではないかなと私は思っているのですが、総務課長を兼務しなくても。その点をもうちょっと、わかりやすい変化があったかというところを再度お答え願えないかと思っておりますので、よろしいですか。

○議長（村山義明君） 小林町長。

○町長（小林生吉君） 単純に頭数の問題ではなくて、そのとき、その時点において解決というか、担任してもらっているそれぞれの職員の状況というようなこともあって、現総務課長については病院の体制づくりというようなところでなお頑張ってもらわなければいけない状況でもありましたし、そういったようなそれぞれの職務状況を考えた上で、去年ということではなく、ことしにすることがより組織にとっては有意義な形になるのではないかなという判断をしたものであります。目に見えた形がそこに見えるのかということ、それは端的になかなかそうは言えないのかなというふうに思いますけれども、先ほども申し上げたとおり、ことしからというか、去年からスタートしていることでありますけれども、しっかりと組織体制を構築していく、そのためのさまざまな努力を積み重ねていかなければならないというふうに考えていますし、また先ほど自動車学校の案件がありましたけれども、そのほかにもいろんな案件がありますので、そういったことを副町長にしっかりと指揮をとってもらうところもつくりながら進めていきたいというふうに考えています。

○議長（村山義明君） 宮崎さん。

○4番（宮崎泰宗君） 仕事の担当であるかということによって状況が変わってきたというお答えになるかなと思います。せっかく副町長を置かれているわけですから、町長も今おっしゃいましたけれども、今は中頓別町行政は町民の皆さんからの信頼を失っている状況にあるかと思しますので、信頼を取り戻すであるとか、体制の立て直しに副町長にもご尽力いただきたいなというふうに思います。

この質問については以上です。

2問目は、町の財産倒壊の責任はということで伺います。先月、ライダーハウス、旧カーリング場、鍾乳洞の木橋は豪雪で潰れたかのような報道がありましたが、いずれも町民の財産であり、放置すれば倒壊するおそれは十分に予見できたはずであるというふうに思います。町長は、事前に雪おろしなどの必要性を確認したが、至らず、管理が不十分で倒壊等を招いたことに対し謝罪はされましたが、誰も責任はとっていません。町民がこうむった多額の損害に対し、担当者及びトップはどのように責任をとられるのでしょうか。

また、新年度を迎えた人事では防災担当を配置したようではありますが、昨年度の雪害に対し指摘を受けながら、想定せず、施設等に損害を与えた人災行政がどう変わるというのか、今回の対策等についても伺います。

○議長（村山義明君） 小林町長。

○町長（小林生吉君） この冬における雪害で貴重な町の財産を失ったことは、深く反省しなければならないことと重く受けとめています。この冬において、職員は直接雪おろし等の除雪作業に取り組むなど精いっぱいに対応をとっていますが、結果として雪害が発生しました。所管する施設を巡視しつつも、見た目以上に雪が重みを増した状況であったことで建物等が倒壊や損壊することを予測できなかったというふうに理解しています。また、

それ以前の問題として、経費節減を図った中で施設管理のために適切な体制と経費を確保して小まめに除雪をして雪害を防げる体制になっていなかったということも今回の大きな原因であったというふうに認識しています。前述のとおり、職員は努力しつつも、ことしのような大雪では対応できる限界を超えていたというふうに理解をしています。私としては、以前も答弁したとおり、全く人災の要素がなかったとは考えていませんが、これまでの経験や予想能力を超えた自然災害であったというふうに判断しています。今後に向けては、再びこのようなことがないよう、防災担当を配置した総務課を中心に全庁的に雪害等に備えた対策をしっかりと構築をしていきたいというふうに考えています。

○議長（村山義明君） 宮崎さん。

○4番（宮崎泰宗君） ご答弁いただきましたけれども、正直内容的にはただ言いわけをしていただいているだけのご答弁ではないかなというふうに感じます。まず、予想できなかったというふうにありますけれども、町長は注意喚起をされたわけですよ。私が言う前だと思います。私が質問したときにそうおっしゃっていましたから。私は、3月定例会で指摘をさせていただきました。雪害については想定していないというお答えでしたけれども、正直言っておいてよかったなというふうに思っています。言われても動かないという現実を突きつけることができたかなというふうに思います。ですから、言われてもやらないのに、対策なんてとれるでしょうか。また、これはご答弁にもありますけれども、ことしは異常だと皆さんこれまでの経験から感じ取っていたわけですよ。正直雪が少ないときなら下手したら一回も屋根の雪おろしをしないこの私でさえ、昨年度の冬はしっかり2回やらされて、皆さんも自分の家の屋根については対応されたのではないかなというふうに思います。限界を超えていたというふうにもありますが、例えば次の冬にさらに多く重たい雪になったら、またさらに限界を超えたというふうに言いわけをされるのでしょうか。何かそういうのが目に見えるような気がしますけれども、この点についてはいかがでしょうか。

また、保険の関係なのですけれども、調査中というふうになっていましたが、損害の状況については見えてきたでしょうか。きょうの朝、テーブルの上に資料がありましたので、内容をちゃんと把握できていないのですけれども、保険のほうで何%補填されるのか。資料ではなくて事前に出されている補正予算のほうを見て、間違っているかもしれないですけれども、計算してみたのです。歳入に含まれる保険料が約1,200万円、歳出の修繕関係の項目を見て足してみたのですけれども、それだけでも保険料を、歳入のほうを既に超えているように思えますし、ライダーハウスの開設を含めると1,300万円とかということになるかなと思います。また、保険に入っていなかった鍾乳洞の木橋とライダーハウスの解体費用を含めると約2,000万円。間違っていたら指摘してください。というふうになりますので、これでいくと800万円前後の実害が出たということになると思うのですけれども、これについても確認をさせていただきたいと思います。

また、今の感じで合っているかどうかわかりませんが、だとしたらこれははつき

り言ってごめんなさいでは済まないのではないですか。正直損害賠償を求められてもおかしくはないというふうに思います。だから、私は最初の質問でどう責任をとられるのですかというふうに伺っているわけなのですが、それは再発防止のための対策を講ずるというのが責任のとり方なのではないでしょうか。だったら、簡単でいいですよというふうに思います。何か起こっても、次は気をつけますと言えば済むわけですから。これまでも町長は、ご自身に対しても職員に対してもそのような甘い対応をとられているというふうに思います。あったとすれば、一月1割という町長、副長の減給でしたか。正直私は処分がトラウマになるぐらいでないと再発防止にはつながらないと思いますし、町長だけでも率先して本件についての責任をとられてはいかがでしょうか。

これらの点を再度伺います。

○議長（村山義明君） 小林町長。

○町長（小林生吉君） まず、今回の事故の発生を予測して体制をとれなかったかというところに1点目の質問はあるのかなというふうに思いますけれども、私としては2月の初めと、それからもう一回、2月の後半だったと思いますけれども、施設の状況の見回りについて担当課のほうには指示をしています。私は、少なくともこれに対して職員が動いていなかったというふうには聞いておりません。それぞれ状況については、巡視をしたりして把握をしたというふうに思っています。ただ、そうした中であっても結果としては倒壊や破損が起きた。そういうところを未然に防ぐということには至らなかったということであって、結果として倒壊するというふうに予測をし得なかったというふうに理解をしています。確かに甘いと言われれば、そのとおりのかもしれませんけれども、今回の件はそういう意味では大きな反省として、倒れるか、倒れないかとか、そういうことではなくて、日常的に例えば年末には必ず雪おろし、1月、2月とかという時期に再度雪をおろすというようなことをしっかり仕事のルーチンとして確立しつつ、さらにその時々気象状況だとか、そういったことも見ながら、私たちはもちろんでありますけれども、総務課の防災担当のところでも全体の状況を管理するというような体制が必要だったのではないかとこのように思っています。

保険の関係は、おおむね議員がおっしゃったとおり、鍾乳洞の木橋と、それからカーリング場については保険に入っていなかったということなので、この分については完全に一般財源で対応せざるを得ないと、それと一部の施設については保険の加入率が90%であったり50%であったりということで、100%には至っていないものもあるということでもあります。学校施設に関してはずっと以前から、中学校については老朽化しているということもあってかなり以前から50%という加入率になっていたようです。その他の施設で90%となっているのは、行革をやっていく中で、相当な保険料を実際に掛けていますので、掛けたときの保険料と実際に損壊したときにかかる費用とを考えた場合ということで90%に下げて、保険料のほうを節減するというような対応になっていたというふうに思います。改めて保険料で100%かけておく方法がいいのか、こういったことがありつつ

も一部抑えて、1割程度の自己負担はしたほうが、1割なのか、2割なのか、そのあたりでどっちが経費的に安く済むのかというようなことも、改めて建設課と総務課とあわせて検証し直すということで、教育委員会とかを含めて考えていますので、そのようにご理解をいただきたいというふうに思います。

今回の損壊における鍾乳洞の木橋や、それからカーリング施設の倒壊については、保険の対象にもならないし、災害というような扱いにもならないというようなことが見込まれていますけれども、最終的には特殊財政需要というようなことで交付税の算定において少しでもその分を措置してもらえるように努力をしていきたいというふうに考えています。

それと、損害賠償の話であります。私は、決してみずからの責任を逃れるつもりはありませんので。ただ、今回の雪害が予測し得て、それを怠った人災というふうには基本的には捉えていない認識であります。それは私の認識でありますので、改めてこの件に関して議員のご意見もいただきました。ほかの議員の皆さんからもご意見をいただくなどしながら、私自身の責任の所在ということを検証して、必要であればそういう対応をとるというふうにしたいと思います。

○議長（村山義明君） 宮崎さん。

○4番（宮崎泰宗君） 全てご答弁をいただきまして、町長としては全くなかったということではないけれども、なかなか予測するのは結論としては難しかったという印象になるかなと思います。

再度なのですけれども、最初のご答弁で職員はこの冬直接雪おろし等の除雪作業に取り組むなど精いっぱいに対応をとっていたというふうにお答えいただいているのですけれども、これは主にどこの雪おろしをされているのか、わかる範囲でお答えいただきたいと思うのです。例えば役場庁舎であるとか、庁舎の周辺であるとか、あとは自然学校とか、こういうのは毎年のように雪おろしされているのを見たり聞いたりしますし、毎年取り組んでおられるところが大体あるのだなというふうにはわかるのですけれども、例えばライダーハウスにしても鍾乳洞にしても、今回壊れたところというのは基本的に雪投げをしていないところだというふうに思うのですけれども、この点再度確認をさせていただきたいと思います。なぜかという、今回の冬に西団地の高齢者住宅で職員総出のような形で雪おろしをされていたことがあったかなと思います。社協からの要請でというようなお話だったかなと。大変すばらしいことだと思うのですけれども、その一方で守るべき公共施設を壊しているようでは、そんなことをやっている暇があったのかと、パフォーマンスに見られてしまうのではないかなというふうに思いますので、今の点を確認をさせてください。

それと、鍾乳洞の木橋なのですけれども、もう壊れてしまいましたけれども、これをつくるときに北大の教授が設計をされたというふうに聞いたのです。正しいかどうかかわからないのですけれども。例えばその設計であるとか施工に関しては問題なかったのか。なかったというふうに思うのですけれども、あの橋は一体幾らの重さに耐えられるというふうな想定があったのか、そういう想定を町のほうで把握されていたのか、わかればお答えいた

だきたい。再度伺います。

○議長（村山義明君） 小林町長。

○町長（小林生吉君） 議員おっしゃったとおり、職員が雪おろしをしているのは庁舎であつたり、それから車庫、それから自然学校とか、保健センター、基本的に例年やっているようなところだというふうに思います。西団地の高齢者住宅のところは、私からも保健福祉課と社会福祉協議会のほうに検討してもらって、社会福祉協議会のほうで呼びかけていただいたという形で実施をしています。思いのほか多くの職員が参加をしてくれたのですけれども、決してパフォーマンスとかそういうことではなくて、職員の純粋な善意だったというふうに思っています。おっしゃるとおり、職員がそういったところの雪投げをしないと倒壊するというふうに予測がつけば、そういう対応もあったと思うのですけれども、そこに至らなかったというふうに理解をしているところであります。そのことの認識を踏まえて、私はそういう認識をしているということでありまして、なお私自身の責任をとというようなところについては、先ほども答弁したとおり、真摯に向き合いたいというふうに思います。

○議長（村山義明君） 小林総務課長。

○総務課長（小林嘉仁君） 鍾乳洞の木橋に関しまして、今の立場で答弁するのは何かと思うのですけれども、当時の担当としまして、先ほどの北大教授という話は違います。基本的には町道、林務サイドの業務というか、事業であったものですから、逆に言ったら北海道のほう意外と提唱していたもので、ハイブリッド橋というもので、中に鋼材が入ってまして、外側は木を使うと、そういったもので施工を考えてほしいということで道のほうが提唱されていたというところでもあります。北海道で、たしか私の記憶では2社しかできなかったという部分もありまして、その部分で基本的な設計のほうは組んでもらっています。積雪荷重と人荷重という部分で基本的には橋の設計をすることになりますが、どちらが重いかという、やっぱり積雪荷重のほう为重たいということで、重さは積雪上では1.5メートルのものが大丈夫というふうにされています。確かに、当初の段階といえますか、設置した初めの段階、私は担当者として本当に心配していた部分もございまして、当初の段階につきましては積雪深は1.5あるのだけれども、重たい雪等が載った場合について心配だということで、逆に言ったら除雪のほうをお願いしてきていたという経過も実はあります。ただ、長年の部分で全然問題がなかったというふうな安心が若干あったのかなということと、さらにことし3月に降ったのが雨まじりで相当重たい雪ということもございまして、その部分で設計の荷重を超えてしまったものではないかなというふうに思っているところでございます。

○議長（村山義明君） 宮崎さん。

○4番（宮崎泰宗君） わかりました。今回のいろんな箇所の損壊については、町長も恐らく非常に残念に思っておられるのではないかなというふうに思います。私もそうなのですけれども、オリンピックの人気なんかもあってカーリングがブームになって、町長もカ

ーリングに興味を示していただいたりとかして、私は昔やっていたものですから、ちょっと進めばいいなということも思っていたのですけれども、遠のいたというよりは、もう今後に関しては夢と消えてしまったのかなというふうに思えて、残念でならないです。ただ、いろいろお答えはいただいておりますけれども、改めて考えてみても想定できなかったというだけであって、時間的には私は損壊を防ぐ時間はあったというふうに、タイミングはあったというふうに、それは全部ではなくても、一つでも多く守ることはできたのではないかなというふうに思っていますので、今後については間違いなく二度とこのようなことがないように気をつけていただきたいと思います。もしボランティアで雪投げをするときとかは、声をかけていただければ私も行きますので、ぜひ今後について管理をお願いしたいと思います。

この質問については以上とさせていただきます。

それでは、3問目は、質の低下を人手で補うとはと題して伺います。今定例会では職員定数を12名もふやす条例改正案が提案されておりますが、これは職員の資質等の向上を図らず、人手だけをふやそうとするものではないでしょうか。いまだ方向性が不透明な観光関連の事業では、台湾中華大学との協定等についてうまくいかなかった責任を商工会になすりつけ、これに関するコンサルタントのアドバイスを導入している青年交流事業の婚活についても、税金を使って嫁探しなんかするなど心ない言葉を口にする職員もいるようですが、例えば酪農の担い手に限定した婚活は長年実施されているにもかかわらず、今さら青年交流事業だけをつるし上げるようなレベルの低い職員に支払われる給料のほうがよっぽど無駄です。専門的なことは外に丸投げしているのですから、これ以上の増員は必要なく、町職員の雇い主は町長ではなく町民であり、職員とはどうあるべきか、意識改革等に取り組まれてはいかがでしょうか。

○議長（村山義明君） 小林町長。

○町長（小林生吉君） ご答弁を申し上げます。

現在の業務を現在の経験年数を持つ職員が継続的に行う分につきましては、現状の定数で行うことが可能と考えており、平成18年度にはそのような考え方で定数削減を行ってきたものと考えます。しかし、定年退職者や早期退職者による世代交代が加速している中で、経験年数が足らず、社会経験も少ない職員が配置され、住民サービスの低下につながっているとしたら、おわびを申し上げたいというふうに思います。また、台湾中華大学との協定及び青年交流事業につきましても、町として重要な事業であるとの考え方のもと予算を計上し、また補助金等を支出しているものでありますので、そのような発言が職員からあったとすれば、町としても大変心外であるというふうに思っています。町職員の意識改革につきましては、計画的に研修を進めてきているところであり、今年度は窓口業務の改善について若い職員を中心に積極的に取り組んでいるところでもあります。

今定例会でご提案申し上げました職員定数12名の増員に関しましては、新規職員が採用されたことによる一時的な住民サービスの低下を再任用職員の配置により補うというよ

うなところも一面あるということでもあります。また、町民の要望や国、道の指導のもとに新たに展開した事業に対する人員の配置や、若い職員を採用する上で安心した育児休業が取得できる環境を整えていく必要もあります。専門的な分野では、水道事業の一部を委託しておりますが、先月起きました松音知地区における漏水事故に際しても担当職員の専門的知識がなければ早期の復旧に至っておりません。このことから、専門的な知識を持つ技術者の世代交代も重要と考えております。これらの職員を養成する上では一時的な職員の重複期間も必要となるため、定数をふやすものであり、むやみに職員数をふやすというものではないということをご理解をいただきたいと思ひます。

○議長（村山義明君） 宮崎さん。

○4番（宮崎泰宗君） この質問については、先ほど星川議員のほうから先にありましたので、重複しないようにお伺いをしていきたいと思ひますけれども、ちょっと似通ってくるかなと思ひるので、同じお答えになるようであれば、お答えはいただかなくて結構ですので、それ以外でお答えいただきたいと思ひます。

ということで、これについては事前に資料をいただひいて、今年度4月1日時点での定数と実数の状況についていただひいておりまして、町長部局では定数70に対し実数66、教育委員会は定数15に対して実数14ということですが、今現在もこの実数に変動はないか。先日実施されたようなのですけれども、社会人枠の試験では一説には新たに3名が採用されたというような話もあつて、先ほど東海林議員が伺つていました社会教育主事も1名募集されておりますけれども、これについては現状応募がないというようなことだつたと思ひますけれども、この点について1点、まず伺いたいと思ひます。

基本的な考え方なのですけれども、私はどうしても必要であれば職員定数をふやさざるを得ないときもあるかもしれないというふうに思ひています。だから、何のためにふやさつておられるかというのが重要かと思ひますけれども、全然言つておられることと現状とが合つていないような気がします。本条例改正案については、主に私は再任用を想定しておられるのだというふうに思ひます。ただ、本町ではいまだに誰も再任用の制度を活用してはおられないというふうに、私が知る限りではいらつしやらないなというふうに思ひますけれども、この点について町長は退職される方皆さんに声をかけておられると。私は前にもこれを伺つたことがあつて、そういうふうにお答えになつておられるのですけれども、それは定年退職の方に限定したお話でしょうか、それとも早期退職の方も含めてやめられる方全員にお話をされているのか、その点についても再度伺いたいと思ひます。

また、そういう中で、今まではいなかったけれども、今後再任用制度を利用したいというふうな意思を示している現役の職員がいるというようなことだとしたら、経験がある方ですから、希望される方についてはぜひ活躍していただきたいと思ひますけれども、そういう方がふえてくると考えたら、先ほど社会人枠の話もありましたけれども、若手の一般職採用については、やめろとは言ひませんが、抑制していかなければならないのではないかなというふうに思ひています。一般職はどんどんふえていますよね、今若い職

員。やっとな職員体制が整って、先ほどの1問目の質問の中の内容ですけれども、副町長の力が発揮される時が来たわけですから、今現在の今の定数の中で。だったら、今の定数でやりくりできるのではないかなというふうに思います。中頓別町は、25年後には人口が600人台になるというふうに予測をされています。ですから、それを考えたら、例えば議会は議員定数、行政は職員定数を削減していく道しか私はないと思うのです。今削減しろとかということではないけれども、将来的には絶対削減しなければいけない時がまた来るということです。ですから、私は現段階から少数精鋭を目指していくべきだというふうに思いますけれども、この点についてはいかがでしょうか。

それと、小林町長の今期については、今回最後の最後で職員定数が出てきましたけれども、今期については既に副町長という特別職が、今までいなかったわけですから、新たに設置をされて、今年度については、先ほどもこんなお話があったかと思えますけれども、こども園に新しい園長が来られて、教育委員会では参事ということになって、こども園では今までなかった副園長という役職が追加されて、参事と言いましたけれども、参事自体がふえていますよね。ちょっと前までは役場で石を投げたら管理職に当たると言われていたのだけれども、参事に当たる可能性のほうが高くなってきたのではないかなというふうに思います。そして、地域おこし協力隊もふえています。ですから、もう既に人件費負担はどんどん上がっているわけでありまして、きわめつけがこの職員定数ということになるかと思えます。はっきり申し上げて、こういうことを今この場で委員会も設置しないで本会議だけで決めるようになったら、もう人件費の歯どめというのはきかないのではないかなというふうに思っています。

先ほど再度選任された田邊教育長もおっしゃっていましたが、小中一貫というような決意、将来的なお話ですけれども。ですから、つまり中頓別町がとるべきはコンパクトなまちづくり、将来的にはそうなる。小中一貫になって、教育委員会の、また学校教育の職員数をふやすということにはならないと思うのです。減らすのも難しいかもしれないけれども、だったら間をとって現状維持が一番いいのではないかなというふうに思ったりもします。この職員数をふやすということにはならないと思うのですけれども、これらの点について再度伺います。

○議長（村山義明君） 小林町長。

○町長（小林生吉君） 職員数の実数のところでは、4月1日現在の数字は先ほどおっしゃっていましたが、7月1日付での採用ということで3名をそれに加えて採用しようとしてきたところであります。うち1人の職員については本人の希望もあって10月1日付ということでありまして、今ご承知のとおり、土木技術系の職員と、それから社会教育主事を採用しようとしているところで、それが充足されると現時点で定数条例がいっぱいになるというような状況にあるということでもあります。今職員を現定数よりもふやしていくことも、一時的ではありますが、していかなければならないという状況については、先ほど星川議員の質問の中でも答弁をさせていただいたところでありますけれど

も、若干補足をすれば、特別な専門職、そういった職にあっては総体の少ない中で世代交代をしていく中では、どうしても本来の置くべき人数よりもプラスで置かなければならない。例えば保健師であったり、あるいは保育士にもそういうところが必要になってくるかなというふうに考えていますし、土木や水道の技術系の職員といったようなところがそれに当たってくるかなというふうに思います。

さらに、先ほど再任用の話がありましたけれども、基本的には再任用については早期退職者も含めて全て希望を聞いていて、たまたまこれまでは再任用の希望はなかったけれども、これからまた多く退職者が生じてくるので、その中で再任用を希望される職員については、ぜひそれを受けていくということになろうかというふうに思います。その際に、基本的には議員おっしゃったように、人数をふやさない体制の中でやりくりできる場所はしっかりそういうふうにしていくべきだというふうに思っていますけれども、そこで重複するところも想定をしていく必要があるかなと。もう一つ加えるならば、私としてももう少し抑えられないのかなという思いはありましたけれども、先ほど星川議員の質問の中でも私は2回、定員管理計画をつくってきたというふうにお話ししましたけれども、当時想定していなかった。本当にぎりぎりやれるところを目指した定員管理計画をやってきましたけれども、心身の故障者というか、フルに働き切れない職員もふえてきているというような現状もあって、そのことや、あるいは人数がいっぱいいっぱい、これから子供、子育てのほうに向かっていきたいけれども、職場のことが足かせになってそのことをちゅうちょしたりすることがない、そういう環境もつくっていく必要があるだろうと。

そういった中で、少し余裕があるというふうな見方もあるかもしれませんが、今回の定数の引き上げをさせていただいた上で対応していきたいと。ただし、これとは別に基本的な職員数に関する定員管理計画を再度しっかり見直しをするということとあわせて、常に予算編成等において適切な人件費の割合を超えないということをしっかき見きわめて、そのことも予算編成の中で予算のご提案の中でしっかり説明をさせていただいて、議会にも監視、コントロールをしていただけるような、そういう仕組みの中で職員定数の問題を運用していきたいというふうに考えています。基本的には、人口の減少とともに議員おっしゃるようにコンパクトに町をしていくということが求められているわけで、公共施設全体の管理も縮減をさせていこうということで管理計画を持っているところでもありますし、そういった考え方を基本に進めていきたいと考えております。

職員定数についても、長期的には今の数よりは減らしていく仕組みを考えていかなければならないというふうに、そういう認識は持っています。財政状況をしっかり見きわめ上で、かつ働く職員、一生懸命頑張っている職員の意欲をそがない、そういう組織体制ということを考えていかなければならないので、今回のような定数条例の枠を設けさせていただくようにご提案をさせていただいたということでもありますので、ご理解を賜りたいなというふうに思います。

もし答弁漏れがあれば。

○議長（村山義明君） 小林総務課長。

○総務課長（小林嘉仁君） 現在の職員数について再度、今66名ということで、社会人枠で3名、先ほど町長のほうからお話しされました3名ですが、そのほか7月末で退職者1名が出る予定ですので、68名となります。それで、今採用の募集しているのは定員数の中ということで、教育委員会部局で1名、それから町長部局で1名ということですから、町長部局では69、採用された場合です。教育委員会のほうでは満度ということになります。その段階で病院のほうでも当然募集しております医者あるいは薬剤師といった者がたまたま採用できたというふうになったときには、定員を超してしまう可能性もあるということです。あと、4月1日に向けましては、今のところ来年の4月1日、退職者の部分ですけれども、今のところ4名というふうに考えておりますが、その部分で新規採用もしなければならぬということで、2名の採用枠をもって今進めているところでございますが、その部分で再任用というふうになった場合については定数を超えるという状況であるということをご理解いただきたいと思えます。

○議長（村山義明君） 宮崎さん。

○4番（宮崎泰宗君） 今の現状のご説明とかはよくわかったのですが、10月までに社会人枠で一般職としてですかね、3名入ってくると、7月に2名、10月に1名ということで、退職される方もいたりして、ほぼ現状としては満度の状況であるというふうな現状だというふうに思います。来年度ですか、今年度内で退職される方4名とかを入れてくると、それが再任用とかがあれば定数を超えてしまうということで、こういうことを考えて、先ほど町長のご答弁にもありましたけれども、重複期間ということで、定数を上げて余裕を持っておくと、そのご説明はわかるのです。

だから、星川議員は減らせというふうにおっしゃっていましたが、私は今すぐ職員を減らせというふうには思っていないのですが、再任用になったら定数に入るということもあるかと思うのです。ただ、必ずしも再任用だからといって定数に入れなければいけないということもないのではないかなと思うのです。パートタイム的な、正直言って一度現役を退かれた職員の方が現役のときと同じようにびっちり働くというのはきついのではないですかね。だから、パートタイム的になれば、これは定数の中には含まれないことになるかなというふうに思いますし、枠をとにかく広げておきたいというのはわかるのだけれども、今我々の任期がもう1年を切っています。こういう議論って私は任期の初めにされるべきではないかなというふうに思うのです。なぜかという、将来的には、町長も先ほどおっしゃいましたけれども、また再度削減をしていく状況になってくるかもしれない。そのときに小林町長が責任をとれる保証はないですよ。誰がこの削減をしていくのか、次の任期すらまだ決まっていけないのに。だから、星川議員の質問の中で現段階では撤回をすべきだというようなお話もありました。私も正直な話、今の差し迫った任期の中では撤回をしていただいて、選挙の中で公約としてうたって、町民の皆さんに判断を委ねていただきたいというふうに思うぐらい、これはもしかしたら副町長の選任以上に重た

い案件をこのぎりぎりの時期に出してこられたのではないかなというところで、私はそこが一番疑問なのです。ですから、同じことになってしまうかもしれないですけども、撤回をされて、次の選挙に町長が出馬されるかどうかわかりませんが、そのときに町民の皆さんに聞いていただけないかなというふうに思うところなのですけれども、再度いかがでしょうか。

○議長（村山義明君） 小林町長。

○町長（小林生吉君） まず、再任用の仕組みとしては、基本的に職員と同じ勤務時間を働く場合については定数内、ただし再任用の中にはパートタイムというか、そういう再任用もあって、これは定数外ということなので、これはあくまでも職員の希望とそのときの状況によって判断することになるかなというふうに思います。

今回私の任期4年目での提案はどうかというお話なのかなというふうに思いますけれども、首長としての政治的な政策の考え方とところで持っているものについてはやはりしっかりそういう考え方に立つべきだというふうには思いますけれども、これは行政の組織運営上の問題として人事担当、総務課、副町長を含めてしっかり相談した上で、現状としてはこういう定数枠が必要だということをもっての提案でありますので、首長としての政治姿勢とは別にご判断いただくことができるのではないかなというふうに私は思っています。その中で、私自身としては職員定数をすぐいっぱい埋めようなんて全く考えておりませんし、先ほど申し上げましたように予算編成等においては常に適切な人件費を計上してということになりますから、しっかり定員管理計画をつくって、この問題に関してご心配いただいているような財政上の影響とか、そういうことが起こらない運用をしっかりと図っていきたいというふうに思っておりますので、ご理解いただきたいとします。

○議長（村山義明君） 宮崎さん。

○4番（宮崎泰宗君） 基本的には定数を、この後審議になるかと思っておりますけれども、上げていきたいというところで、例えば副町長の選任であるとか、定数の増員であるとかというのは首長の政策的なものではないというお考えでしょうし、実際そうかもしれないなというふうには思うのですけれども、中頓別町民にとっては空白の10年というのがあるって、副町長を置かず、職員を減らしてきたというところで、これがまた置かれて、ふえてくるというのは抵抗があるわけです。だから、私には、そうではないにしても、町長として公約にして戦っていただきたかったなと。だから、また次回の機会にお願いしたいなというところでもありますけれども、撤回はされないとしますので、またこの後の審議で何か伺えればなというふうに思います。

私の一般質問については以上です。

○議長（村山義明君） これで宮崎さんの一般質問は終了いたしました。

これで一般質問は終了しました。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時08分

再開 午後 2時20分

○議長（村山義明君） 休憩前に戻り会議を続けます。

◎議案第46号

○議長（村山義明君） 日程第12、議案第46号 中頓別町奨学金等償還支援基金条例の制定の件を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（小林生吉君） 議案第46号 中頓別町奨学金等償還支援基金条例の制定について、小林総務課長から説明をさせていただきます。

○議長（村山義明君） 小林総務課長。

○総務課長（小林嘉仁君） 議案第46号 中頓別町奨学金等償還支援基金条例の制定についてご説明を申し上げます。

議案の8ページをごらんください。中頓別町奨学金等償還支援基金条例の制定について。中頓別町奨学金等償還支援基金条例を別紙のとおり制定する。

平成30年6月14日提出、中頓別町長。

制定の要旨をご説明申し上げます。10ページをごらんください。平成30年3月、第1回中頓別町議会定例会において制定されました中頓別町奨学金等償還支援条例における助成金及び貸付金に係る基金を設置するものです。中頓別町奨学金等償還支援条例は、町内事業所等に就業中あるいは就業予定があり、町内に住所があるか定住をする見込みがある者で奨学金等の償還中あるいは償還を予定している者に対して助成を行う制度であります。また、国家資格等取得者に対して奨学金等の一括償還相当額を貸し付ける制度でもあります。今回この制度に対する基金の設置は、民間企業に就業する者における助成金等に関して基金を設置するなどの対応をとることでその助成金等の2分の1が特別交付税措置される可能性があることと支出の平準化を図る必要があるため、奨学金償還を支援するための基金である中頓別町奨学金等償還支援基金を設置するものです。

それでは、条例の内容をご説明申し上げます。9ページをごらんください。設置、第1条では基金の設置を行う目的を。

積み立て、第2条では基金の積み立て額について。

管理、第3条では基金の管理及び運用方法について。

運用益金の処理、第4条では運用益の基金繰り入れについて。

繰りかえ運用、第5条では基金の歳計現金への繰りかえ運用について。

処分、第6条では目的外処分の不可について。

委任、第7条では基金の管理に関する条例外の必要事項の定めについて。

附則としましては、公布の日から施行することとしてございます。

以上、簡単ですが、説明とさせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（村山義明君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

星川さん。

○7番（星川三喜男君） それでは、1点聞きます。

今回の補正で1,500万円でしたか、基金積立金が計上されているわけなのですが、これは何年間このような状態でいくのかお聞きします。

○議長（村山義明君） 小林総務課長。

○総務課長（小林嘉仁君） そこまで逆に詰めていなかった部分もございますが、今年度につきましては大体1,000万円をちょっと超えるような使用が見込まれることから、今回1,500万円ということにさせていただきました。次年度以降につきましては、予算の状況等を踏まえながら基金の積み立て額を検討していきたい。あるいは、ことしの使用額、実績等に基づいて、また次年度も考えていかなければならないと、そのように考えてございます。

○議長（村山義明君） 東海林さん。

○6番（東海林繁幸君） 1つだけ気になったのが、特別交付税で措置されるべきものであるならわかるのだけれども、可能性というところがある。この辺の違いというか、微妙なものだと思うのですが、制度的にいうと措置されるのか、されないのか。可能性だけではちょっとわからない。その可能性について伺いたい。

○議長（村山義明君） 小林総務課長。

○総務課長（小林嘉仁君） 国のほうで奨学金を活用した大学生等の地方定着促進要綱というものがございまして、それに応じて基金等で措置されたものに関しては特別交付税で2分の1を措置するというふうな形になっている状況でございまして、これが本件のほうに該当するかどうか、現在国のほうに道を通じて打診中ということで、まだ回答が来ていないのです。これが回答が来ていれば、明確に特別交付税の対象にするというふうな言い方ができるかと思うのですが、今段階ではまだ判明していないということで、ご容赦願いたいと思います。

○議長（村山義明君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） ないようですので、質疑なしと認め、質疑を終結し、これより討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第46号を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村山義明君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第46号 中頓別町奨学金等償還支援基金条例の制定は原案のとおり可決されました。

◎議案第50号

○議長(村山義明君) 日程第13、議案第50号 平成30年度中頓別町一般会計補正予算を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長(小林生吉君) 議案第50号 平成30年度中頓別町一般会計補正予算につきましては、笹原総務課参事から説明をさせていただきます。

○議長(村山義明君) 笹原総務課参事。

○総務課参事(笹原 等君) それでは、議案第50号 平成30年度中頓別町一般会計補正予算についてご説明申し上げます。

1 ページをお開きください。平成30年度中頓別町一般会計補正予算。

平成30年度中頓別町の一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条第1項 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,558万7,000円を追加し、歳入歳出の予算の総額を歳入歳出それぞれ42億3,701万4,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正)

第2条 既定の地方債の変更は、「第2表地方債補正」による。

平成30年6月14日提出、中頓別町長。

地方債の補正からご説明いたします。4ページをお開きください。第2表、地方債補正は、過疎対策事業債の限度額の変更でございます。起債の目的、過疎対策事業債の限度額を変更前7億8,300万円から変更後7億8,500万円とするもので、起債の方法、利率、償還の方法に変更はございません。変更事業のみご説明申し上げます。特別養護老人ホーム施設整備助成事業の限度額を変更前2億5,570万円から変更後2億5,770万円に変更するもので、起債の対象範囲が拡大したことに伴いまして過疎対策事業債を増額するものでございます。

続きまして、事項別明細書、歳出からご説明をいたします。14ページをお開きください。2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費では、既定額に1,054万9,000円を追加し、4億3,041万5,000円とするもので、新規に中頓別町奨学金等償

還支援事業として、19節負担金補助及び交付金に中頓別町奨学金等償還支援条例に基づきまして貸与を受けている奨学金等の年間の償還相当額に対する助成金144万円を計上、さらに21節貸付金として同条例に基づき奨学金等を一括償還するために必要となる費用を貸し付けるための費用910万9,000円を計上するものでございます。

3目文書広報費では、既定額に32万3,000円を追加し、291万3,000円とするもので、広報公聴事業、14節使用料及び賃借料に広報誌作成に係る画像編集ソフトウェア使用料として9万8,000円を計上、さらに18節備品購入費として広報編集用端末を更新するための費用22万5,000円を計上するものでございます。詳細につきましては、総務課政策経営室作成の説明資料が事前配付してございますので、ご参照いただければと思います。

4目財産管理費では、既定額に104万7,000円を追加し、2,566万1,000円とするもので、町有財産維持管理事業、11節需用費に雪害により破損した地域づくり活動支援センターの外壁修繕費65万円を計上、13節委託料に現在賃貸契約を締結しております旧農業高校職員住宅敷地の契約期間満了に伴いまして、これを譲り受けるため必要となる分筆登記に係る費用31万円を計上、さらに19節負担金補助及び交付金に上頓別会館の屋根塗装に係る経費の2分の1を補助するための費用8万7,000円を計上するものでございます。

5目企画費では、既定額に353万円を追加し、7,976万9,000円とするもので、内容はいきいきふるさと推進事業、8節報償費で245万円を追加、さらに19節負担金補助及び交付金で304万6,000円を計上、いずれも本年第1回定例会におきまして当該条例の一部改正を行ったところでありまして、その制度拡充に伴う転入支援、就職祝金、高校生への就学支援に要する費用として追加、天北線バス定期運賃補助事業、19節負担金補助及び交付金では当該事業における補助制度をいきいきふるさと推進事業の制度へ移行したことに伴いまして196万6,000円を減額するものでございます。これにつきましても、詳細につきましては総務課政策経営室作成の説明資料が事前配付してございますので、ご参照いただければと思います。

10目情報推進費では、既定額に54万2,000円を追加し、1,377万5,000円とするもので、中頓別町電子自治体推進事業、18節備品購入費に職員用端末の購入費用として同額を計上するものでございます。

3款民生費、1項社会福祉費、2目老人福祉費では、既定額4億7,428万8,000円に変更はございませんが、特別養護老人ホーム施設整備事業におきまして、財源となります過疎対策事業債の対象範囲が拡大したことに伴う地方債を200万円追加、その他財源といたしまして既に財源充当しておりました基金繰入金の同額を減額する特定財源の変更でございます。

3目国民年金費では、既定額に22万5,000円を追加し、25万6,000円とするもので、国民年金事務費事業、13節委託料に年金生活者支援給付金支給準備のための

システム改修費として同額を計上するものでございます。

16 ページをお開きください。4 款衛生費、1 項保健衛生費、1 目予防費では、既定額から160万円を減額し、2,105万5,000円とするもので、保健予防事業、7 節賃金で新任保健師の育成支援に係る臨時保健師の確保が難しい状況であることを鑑みまして281万3,000円を減額、これにかえまして関係機関から講師を派遣していただくため、8 節報償費に84万円を追加計上、9 節旅費に当該講師の費用弁償26万2,000円を追加計上、さらに11 節需用費に消耗品として11万1,000円を追加計上するものでございます。

3 目環境衛生費では、既定額に50万円を追加し、1億16万7,000円とするもので、公衆浴場確保対策事業、19 節負担金補助及び交付金に同額を計上、公衆浴場営業者に対する助成金を拡充するための費用として計上するものでございます。

6 目診療所費では、既定額に12万7,000円を追加し、2,503万2,000円とするもので、歯科診療所委託事業、18 節備品購入費に同額を計上、歯科診療所休憩室の給湯器を購入する費用として計上するものでございます。

6 款農林水産業費、1 項農業費、2 目農業振興費では、既定額に202万5,000円を追加し、7,916万円とするもので、内容は中頓別町農業体験交流施設管理運営事業、11 節需用費に農産物加工研究施設に設置のオーブンを修繕するための費用11万3,000円を追加、中頓別町農業担い手育成事業、15 節工事請負費に、松音知にあります酪農研修生用住宅の屋根が雪害により破損しておりますことから、これの修繕工事に要する費用として計上するものでございます。詳細につきましては、産業課産業グループ作成の説明資料が配付してございますので、ご参照いただければと思います。

2 項林業費、1 目林業振興費では、既定額に3万8,000円を追加し、2,746万3,000円とするもので、森林管理事業、14 節使用料及び賃借料で同額を計上、森林経営計画の策定等に係るクラウドシステム接続利用料として計上するものであります。

7 款商工費、1 項商工費、2 目観光費では、既定額に242万6,000円を追加し、1億3,825万8,000円とするもので、内容はピンネシリ温泉運営事業、13 節委託料、19 ページをお開きいただきまして、委託料、敏音知地区観光施設のワイファイ環境の再整備に向けた調査設計委託料として59万4,000円を計上、15 節工事請負費に雪害で破損したピンネシリ温泉屋根の修繕としまして112万4,000円を計上、ライダーハウス開設事業、14 節使用料及び賃借料にライダーハウスの仮設費用21万5,000円を計上、16 節原材料費に寝台を設営するための資材購入費として7万1,000円を計上、さらにそうや自然学校事業、15 節工事請負費に雪害で破損した自然学校屋根の修繕として42万2,000円を計上するものでございます。詳細につきましては、産業課産業グループ作成の説明資料をご参照いただければと思います。

18 ページをごらんください。8 款土木費、5 項住宅費、1 目住宅管理費では、既定額に63万円を追加し、1,767万7,000円とするもので、公営住宅維持管理事業、

11節需用費に同額を計上、雪害で破損したあかね拡充団地の修繕に要する費用として計上するものでございます。

10款教育費、2項小学校費、2目教育振興費では、既定額に28万6,000円を追加し、273万9,000円とするもので、就学奨励事業、20節扶助費に同額を追加、就学援助を行う対象者が当初の見込みよりふえたため、追加するものでございます。

3項中学校費、1目学校管理費では、既定額に378万3,000円を追加し、1,373万8,000円とするもので、中学校施設維持管理事業、11節需用費に雪害で破損した校舎窓ガラス、換気扇などの修繕として54万3,000円を追加、15節工事請負費に雪害で破損した校舎及び渡り廊下の屋根、煙突の修繕として324万円を計上するものであります。

5項保健体育費、3目寿野外レクリエーション施設費では、既定額に615万6,000円を追加し、3億3,139万5,000円とするもので、寿野外レクリエーション施設費、15節工事請負費に同額を計上、雪害により破損した寿公園管理棟屋根の修繕に要する費用として計上するものでございます。

20ページをお開きください。12款諸支出金、2項基金費、4目奨学金等償還支援基金費では、25節積立金として1,500万円を計上するものでございます。

8ページにお戻りください。歳出合計、既定額に4,558万7,000円を追加し、42億3,701万4,000円とするものであります。

続きまして、歳入についてご説明いたします。10ページをお開きください。10款1項地方交付税、1目普通交付税では、既定額に1,675万6,000円を追加し、18億4,047万7,000円とするもので、普通交付税の留保分を追加し、さらに2目特別交付税では、既定額に661万6,000円を追加し、1億2,661万6,000円とするもので、特別交付税の留保分を追加、それぞれ各事業の一般財源に充当するものでございます。

13款国庫支出金、2項国庫補助金、2目民生費国庫補助金では、既定額に22万5,000円を追加し、743万1,000円とするもので、3節年金生活者支援給付金支給準備市町村事務取扱交付金で同額を計上、歳出の国民年金費、国民年金事務費事業のシステム改修業務委託料に充当される補助金でございます。

3目衛生費国庫補助金では、既定額から78万1,000円を減額し、80万7,000円とするもので、歳出の予防費、保健予防事業に係る事業費の減に伴う補助金の減額でございます。

17款繰入金、1項基金繰入金、1目長寿園施設改修拡張事業基金繰入金では、既定額から200万円減額し、2,343万4,000円とするもので、歳出、民生費、特別養護老人ホーム施設整備助成事業に充当するための費用でございますけれども、当該事業に充当する起債が増加することに伴う減額でありまして、財源の組みかえとなるものでございます。

8目奨学金等償還支援基金繰入金は、新規に1,054万9,000円を計上するもので、歳出、総務費、中頓別町奨学金等償還支援事業に充当するため、繰り入れるものでございます。

19款諸収入、6項1目雑入では、既定額に1,222万2,000円を追加し、5,152万2,000円とするもので、先ほどご説明申し上げました歳出におきまして、雪害により破損した施設等に対する建物災害共済保険及び火災共済保険として総務費、町有財産維持管理事業に64万3,000円、農林水産業費、中頓別町農業担い手育成事業に191万1,000円、商工費、ピンネシリ温泉運営事業に112万3,000円、そうや自然学校事業に42万1,000円、土木費、公営住宅維持管理事業に61万8,000円、教育費、中学校施設維持管理事業に196万6,000円、寿野外レクリエーション施設費に554万円を充当するものでございます。

20款1項町債、12ページをお開きいただきまして、1目過疎対策事業債では、既定額に200万円を追加し、7億8,500万円とするもので、内容につきましては第2表、地方債補正で説明させていただきましたので、省略させていただきたいと思っております。

6ページにお戻りください。歳入合計、既定額に4,558万7,000円を追加し、42億3,701万4,000円とし、歳入歳出のバランスをとっております。

以上、説明とさせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（村山義明君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

細谷さん。

○5番（細谷久雄君） 歳出のほうで商工費のライダーハウス開設事業、19ページ、これをお伺いいたします。

既設のライダーハウスは、たしか奥行きが四十何メートルぐらいで、これぐらいの4.8の7メートル40のスーパーハウスで来る人たちを管理できるのかどうか。それと、21万5,000円の詳細をお聞きしたい。

たしかハウスを借りるときは月決めだと思うので、いつから置いて、いつまでこれを置くのかお聞きしたい。

それと、今後の計画、ことしはこのハウスを置いてやると思うのですけれども、31年度から、来年からはどういう計画なのか、計画がわかればお伺いいたします。

○議長（村山義明君） 平中産業課長。

○産業課長（平中敏志君） ライダーハウスの仮設のハウスにつきましては、過去の5年間の最大の利用者数を計算させていただきました。その場合、1日最大で平均すると15.8人ぐらいの利用者の平均になるということでございまして、そこまで全部ということにはならないのですが、おおむね十四、五名泊まれる程度を最大として今回賃貸をさせていただきたいという考え方でおります。

今回のハウスの設置期間につきましては、7月1日から9月30日という考え方をしておりまして、3カ月分として計算をさせていただいております。

次年度以降の計画ということなのですが、本年度は急遽という対応ということでこういうスーパーハウスのなもので仮設的に設置をさせていただくという考え方をしております。次年度以降につきましては、利用者の意向等、あと住民の皆様の意見を再度集約して、ライダーハウス事業そのものも含めて今後の継続についても検討していきたいという考え方でございまして、今段階では次年度以降どう考えていくかということは、詳細はまだ検討中ということでございます。

○議長（村山義明君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 質疑はないようですので、質疑なしと認め、質疑を終結し、これより討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第50号を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第50号 平成30年度中頓別町一般会計補正予算は原案のとおり可決されました。

#### ◎議案第51号

○議長（村山義明君） 日程第14、議案第51号 平成30年度中頓別町国民健康保険事業特別会計補正予算を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（小林生吉君） 議案第51号 平成30年度中頓別町国民健康保険事業特別会計補正予算について、吉田保健福祉課長から説明をさせていただきます。

○議長（村山義明君） 吉田保健福祉課長。

○保健福祉課長（吉田智一君） それでは、議案第51号 平成30年度中頓別町国民健康保険事業特別会計補正予算についてご説明いたします。

1 ページをお開きください。平成30年度中頓別町国民健康保険事業特別会計補正予算。平成30年度中頓別町国民健康保険事業特別会計補正予算は、次に定めるところによる。  
（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ125万5,000円を追加し、歳入歳出の予算の総額を歳入歳出それぞれ2億8,170万9,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成30年6月14日提出、中頓別町長。

最初に、事項別明細書、歳出からご説明いたします。10ページをお開きください。7款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、9目その他償還金では、既定額に125万5,000円を追加し、125万6,000円とするもので、23節償還金利子及び割引料で平成29年度国民健康保険制度関係業務準備事業費補助金の返還金の確定により追加するものであります。

6ページをお開きください。歳出、既定額2億8,045万4,000円に対し125万5,000円を追加補正し、2億8,170万9,000円といたしました。

続きまして、8ページをお開きください。歳入をご説明いたします。5款繰越金、1項繰越金、1目その他繰越金では、既定額に125万5,000円を追加し、125万6,000円とするもので、歳出で説明いたしました返還金相当額につきまして前年度繰り越し分を計上するものであります。

4ページをお開きください。歳入、既定額2億8,045万4,000円に対し125万5,000円を追加補正し、2億8,170万9,000円とし、歳入歳出のバランスをとっているところであります。

以上、簡単であります。説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどをお願いいたします。

○議長（村山義明君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、これより討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第51号を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第51号 平成30年度中頓別町国民健康保険事業特別会計補正予算は原案のとおり可決されました。

#### ◎議案第47号

○議長（村山義明君） 日程第15、議案第47号 中頓別町職員定数条例の一部を改正する条例の制定の件を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（小林生吉君） 議案第47号 中頓別町職員定数条例の一部を改正する条例の制定について、小林総務課長から説明をさせていただきます。

○議長（村山義明君） 小林総務課長。

○総務課長（小林嘉仁君） 議案第47号 中頓別町職員定数条例の一部を改正する条例の制定についてをご説明申し上げます。

11ページをお開き願います。中頓別町職員定数条例の一部を改正する条例の制定について。

平成30年6月14日提出、中頓別町長。

14ページをお開き願います。改正の要旨をご説明申し上げます。本町は、平成18年4月に中頓別町第2次定員管理計画を策定し、大幅な定員削減を進めてきました。特に国において長期にわたる景気の低迷や三位一体改革による地方交付税の削減により財政確保が一段と厳しさを増したことにより、徹底した事務事業の見直しや福祉施設の民営化、退職者不補充や職員勧奨退職制度の導入を推し進めてまいりました。平成28年度に策定した第3次定員管理計画においても、事務事業の見直しを初め、行政需要に応じた定数を踏まえて策定してきたところですが、早期退職者制度による高年齢職員層から低年齢職員層への転換の加速による中堅職員層以上への負担の顕在化や年金制度の改正に伴う退職職員に対する再任用制度の運用が現実的に求められること、また保健師や保育士を初めとする技術系職員の育成期間の確保、医療や福祉における新規事業の展開等を踏まえる必要があること、さらに国保病院におけるリハビリテーション事業の開始による理学療法士及び作業療法士の配置などの必要性を踏まえ、本条例を改正するものです。

ここで、事前配付をしております平成30年度第2回町議会定例会、中頓別町職員定数条例の一部改正の説明資料、これをごらんいただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。それでは、この資料の1ページをごらんください。（1）としまして、平成18年10月の天北厚生園の民営化による大幅な削減から平成23年4月の定数削減までの推移を記載してございます。

（2）では、平成28年度に策定いたしました定員管理計画の留意事項を記載しており、4項目が挙げられてございました。この中では、退職者不補充における年齢別職員構成のひずみ、定年退職者の発生による人事管理上の問題、技術系職員の配置、福祉、企画総務関係における新事業への対応、こども館の将来に向けた民営化などが留意されてございます。

（3）では、新たな課題として、必要最小限の職員数で行財政運営を行っていることから、新事業展開による部署間での人員配置における欠員や技術系職員の不足、早期退職者が増加し、新規職員の採用による中堅職員以上への負担増、育児休業を安心して取得できるような環境づくり、医療や福祉における住民ニーズに応えるための新事業への職員配置、保健師等の養成に要する期間、それらへの人員配置が考慮されていないことを記載してございます。

3ページの（4）では、再任用職員に関して今後の年金受給の段階的引き上げにおいて再任用職員の配置の推定と、それから再任用職員を活用したさらなる職員年齢構成のひず

み解消と住民サービスの維持について記載してございます。

(5)では、定数条例の変更についてはその変更の概要を説明するものであり、今までご説明申し上げてきた課題を解消するために一時的な重複期間及び再任用職員の配置に対応しているものであることを記載してございます。

4ページの(6)では平成28年度の定員管理計画の目標に対して具体的な職員配置数を記載しており、(7)で定数条例における定数の変更を記載してございます。

5ページの(8)では、見開きで見られるように各課への配置理由を記載しております。新たに設けた再任用職員に関しては、そのときの情勢に応じて配置が可能になるように課の人員に加算はしてございません。4ページの(6)下段に記載しておりますとおり、各課における配置は業務の状況、職員の年齢構成や育成状況により定数の範囲内で変化いたします。このため、配置を継続するのではなく、できるだけ少数の配置となるように努力したいというふうに考えてございます。

(9)のその他といたしまして、平成29年第4回町議会定例会の一般質問において細谷議員より、過労死を防ぐ町職員の時間外勤務管理について実態を検証した上で労働環境を見直す必要があると思われるとの質問が出されております。このことを受けて、平成29年11月から3月までの20時以降の退出者調査を実施してきており、その概要報告と今回の定数条例の改正によりできる限りそれらの解消を図りたいと考えているところを記載させていただきました。

議案に戻ります。13ページの新旧対照表で改正の内容をご説明申し上げます。第2条第1項第1号の町長の事務部局の職員は、70人から80人に改正する。

同第3号の教育委員会の所管に属する職員は、15名から17名に改正する。

以上のとおりご説明申し上げます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長(村山義明君) 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

星川さん。

○7番(星川三喜男君) それでは、質問させていただきます。

私はこれに反対ということで一般質問させていただきましたが、再度これでお聞きいたします。この資料等を見れば、今回の提案は、宮崎議員も言ったと思いますが、再任用職員のために行われるのがメインのような気がします。そこで、再任用はフルタイムが前提とすれば確かに職員定数にカウントされますが、フルタイムではなく後輩への指導的役割をメインとするならば、短時間再任用、要するに週に3日程度で私は十分だと思います。そうすれば定員管理に含まれないので、まずこういうことを検討すべきではないのかお伺いします。

○議長(村山義明君) 小林総務課長。

○総務課長(小林嘉仁君) この計画書のほうでも触れていると思いますが、町長部局のほうで再任用職員を予定しているのは5名ということです。それから、教育部局のほうで2名ということでございます。いずれにせよ70名は、町長のほうからも説明があったと

おり、技術者の養成等もございます。あるいは、育児休業等の部分でどうしても採用しなければならぬとかといったところに影響してこよかなというふうに思っておりますので、80名ということで出させていただきました。

例として、私ももとは病院にいましたので、例としてご説明申し上げますと、今回育児休業で看護師2名が現在育児休業を取得中と、来年度につきましては看護師2名が退職の予定ということもございまして、2名の職員の確保をしたと。その中で、一定程度重複期間がありながら、来年度にはもしかしたら、退職した場合についてはその分の人員が外れるというようなところもございまして、その重複期間も含めて検討して80というふうな人数としているというところでございます。

○議長（村山義明君） 星川さん。

○7番（星川三喜男君） だから、定年後はこれを見ればフルタイムを前提として採用想定表が書かれているのですから、これをフルタイムにしないで、私の言っている短時間再任用にすれば定員数は今の現状で私はいけるのではなかろうかなと思いますけれども、そこが違うのか、ちょっとお伺いします。

○議長（村山義明君） 小林総務課長。

○総務課長（小林嘉仁君） 今現在計画の部分で推定ということでございますけれども、再任用職員については5名ということで、これは将来的といいますか、5年、10年を見据えた中でこの程度ふえる可能性もあると。議員がおっしゃられるとおり、パートタイム、週3日程度でいいということになるのであれば、その分は減少するであろうというふうに思っています。再任用職員については平均で7というふうに計算しておりますけれども、この中にはパートタイムに移行するであろうというふうなものも推定しながら7名というふうな数字を出させていただいております。それ以外につきましては、特に病院等の技術職、基本的には当初想定していませんでしたけれども、リハビリテーション等で2名が増員になったとか、そういったものを含めまして定数をふやしていきたいという考えでございます。

○議長（村山義明君） 遠藤副町長。

○副町長（遠藤義一君） 再任用に関するフルタイムあるいはパートタイムの取り扱いについてであります。基本的に総務省のほうから平成25年3月29日付の地方公務員の雇用と年金の継続ということに対する通知文書が来ております。これの中に基本的に、先ほども説明していましたが、公的年金の65歳までの移行の期間の処遇について対応すべきということがはっきりとうたわれていまして、つまり年金を65歳まで受け取れない方が生活をしていく上で必要な部分として職種としてきちんと確保するというのを行政として団体としてきちんとやるべきだという通知文書が来ています。よって、今星川議員が言われたようにパートタイムにすればそれはそれでいいのではないかとということになると、生活の基盤を基本的には引き下げることにつながるということですので、それを行政側が一方的にやるというのは非常に難しいところがあります。ただしですが、ここに

あるのが先ほどから申しているとおりの定員管理計画上の問題等で町がそれに行き着かないということであれば、そういう場合についてはできるというふうにはうたわれておりますので、全ての職員を再任用としてフルタイムで全てやりなさいということではありませんけれども、ただ行政サイドとしては、今後それが5年間続くわけですから、一年一年人がふえていく形になりますので、その部分を考えたときにある程度の人数に関して再任用するというのを踏まえて対応せざるを得ませんので、その辺については何とかご理解をいただきたいということでもあります。

○議長（村山義明君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） ないようですので、質疑なしと認め、質疑を終結し、これより討論を行います。

宮崎さん。

○4番（宮崎泰宗君） いろいろ私も一般質問でもお伺いをして、今議案のほうでも説明をいただいていますけれども、この資料を見ても平成23年4月から今の定数になったということで、前町長のころですよ。人がかわっているというのがありますけれども、今のこの定数と同じ状況でやってきたと。今のようにやってきたわけだけれども、正直今のよう大きなミスが多い行政ではなかったかと、人がかわっているというのは考慮していただいて構いませんけれども。私も今改めて実感させていただいておりますけれども、民間は本当に人手不足の状況にありながら、何とか事業所をなくさないようにと、皆さん人件費を極限まで抑えて維持をされています。これは、行政が目指すべきものと同じものではないですかね、最少の経費で最大の効果。今の中頓別町役場の状況は、最少の経費の状況にあると思うのです。ここで最大の効果を上げていくと。だから、私は今の定数を減らせとは申し上げていません。今を維持していただきたいと、これ以上はふやさないでいただきたいということで、定数の増員には反対をさせていただきます。

○議長（村山義明君） 原案に反対の発言がありましたので、次に原案に賛成の方の発言を許します。

西浦さん。

○3番（西浦岩雄君） 確かに一時的には重複して、人数が人口に見合った職員にはならないかもしれないのですが、私も再三質問させていただいておりますように、現在30歳から40歳のちょうど脂の乗ったばりばり働ける人が少ないという、この間の調査資料の中です。ですから、これがずっと今の人数で、人口減少していく中で維持していくことは到底考えられない話ではありますけれども、一時的にこういう状況があってもいたし方ないという現況があるということを町民の皆さんに理解していただいて、私はこの人数に対しては賛成したいと思います。

○議長（村山義明君） 次に、原案に反対の方の発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） ないようですので、それでは次に原案に賛成の方の発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） ほかに討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） ないようですので、これで討論を終結します。

この採決は起立によって行います。

議案第47号 中頓別町職員定数条例の一部を改正する条例の件は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（村山義明君） 起立多数です。

したがって、議案第47号 中頓別町職員定数条例の一部を改正する条例の件は原案のとおり可決されました。

#### ◎議案第48号

○議長（村山義明君） 日程第16、議案第48号 中頓別町過疎地域自立促進市町村計画の変更の件を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（小林生吉君） 議案第48号 中頓別町過疎地域自立促進市町村計画の変更について、笹原総務課参事から説明をさせていただきます。

○議長（村山義明君） 笹原総務課参事。

○総務課参事（笹原 等君） それでは、議案の15ページをお開きいただきたいと思います。議案第48号 中頓別町過疎地域自立促進市町村計画の変更についてご説明いたします。

議案第48号 中頓別町過疎地域自立促進市町村計画の変更について。

平成28年度におきまして策定した中頓別町過疎地域自立促進市町村計画の一部を別紙のとおり変更することについて、過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第6条第7項において準用する同条第1項の規定により、議会の議決を求める。

平成30年6月14日提出、中頓別町長。

20ページをお開きください。変更の要旨でございます。寿野外レクリエーション施設維持管理運営事業について起債申請と名称を統一するため、また今年度実施するハード、ソフト事業について過疎対策事業債の充当を視野に入れた財源の確保を図るため、計画の変更を行うものでございます。

16ページにお戻りください。区分2、産業の振興において、変更後欄、（3）、事業計画で事業名欄、（8）、観光又はレクリエーション、事業内容欄を寿スキー場リフトロ

ッジ整備事業に変更。

区分3、交通・通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進において、変更後欄、(3)、事業計画で事業名欄、(1)、市町村町道、道路に、事業内容欄、金庫の沢線交付金事業、車道拡幅、L300メートル、W7.5メートル、測量試験費、用地補償費、事務費、事業主体欄、町を追加。

区分4、生活環境の整備において、変更後欄、(3)、事業計画で事業名欄、(2)、下水処理施設、公共下水道、事業内容欄、特定環境保全公共下水道整備事業・電気設備機械更新、事業主体欄、町を追加するものがございます。

17ページの参考資料におきまして区分1、産業の振興、事業名欄、(8)、観光又はレクリエーション、事業内容欄を寿スキー場リフトロッジ整備事業に変更するとともに、先ほどご説明いたしました追加事業につきまして事業名、事業内容、事業主体欄に追加し、概算事業費欄、年度区分欄において変更後の事業費を追加したものでございます。

以上、説明とさせていただきます。よろしくご審議のほどをお願い申し上げます。

○議長（村山義明君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、これより討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第48号を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第48号 中頓別町過疎地域自立促進市町村計画の変更の件は原案のとおり可決されました。

#### ◎議案第49号

○議長（村山義明君） 日程第17、議案第49号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定の件を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（小林生吉君） 議案第49号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について、笹原総務課参事から説明をさせていただきます。

○議長（村山義明君） 笹原総務課参事。

○総務課参事（笹原 等君） 議案第49号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定についてご説明申し上げます。

21ページをお開きください。議案第49号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の

策定について。

辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第1項の規定に基づき、上頓別・岩手・小頓別・秋田辺地に係る公共的施設の総合整備計画を別紙のとおり策定する。

平成30年6月14日提出、中頓別町長。

本計画につきましては、当該地域における計画が平成29年度末で計画期間の満了を迎えているところでございますが、当該地域における継続事業がございますことから、平成30年度から5年間とする計画を新たに策定するものでございます。

それでは、22ページをお開きください。総合整備計画書、北海道中頓別町上頓別、岩手、小頓別、秋田辺地、辺地の人口77人、面積45.7平方キロメートル。

1、辺地の概況、(1)、辺地を構成する町村又は字の名称、枝幸郡中頓別町字上頓別、字岩手、字小頓別、字秋田。

(2)、地域の中心の位置、枝幸郡中頓別町字小頓別32番地。

(3)、辺地度数、202点。

2、公共的施設の整備を必要とする事情、道路、秋田原野線交付金事業。秋田原野線は、道路改築後30年余りが経過している。町の過疎対策や酪農基盤の拡大化、若者たちの就農化により地域が活性化している中、当該路線は夏期、冬期ともにミルクローリー車等の大型車両のすれ違いが困難な状況である。地域住民からも2車線化への拡幅が望まれており、夏期、冬期間の安全で確実な運行を確保するためにも大型農業車両のすれ違いが可能な2車線化への拡幅工事が必要である。

林道、林業専用道天北線開設事業。本地域は、年々町外の山林所有者がふえていることや所有者の高齢化等により、森林の整備が行われず、森林の衰退が多く見受けられる。その中で、立地条件の悪い山林について林業専用道を整備することで計画的な施業が可能となる。このことにより、所有者における間伐等の施業意欲が向上し、森林整備事業者への安定的な雇用確保や地域への経済効果を期待できるため、本林道の整備が必要である。

3、公共的施設の整備計画、平成30年度から平成34年度までの5年間。施設名、道路、秋田原野線交付金事業、事業主体名、中頓別町、区分の事業費2億4,000万円、財源内訳、特定財源1億6,236万円、一般財源7,764万円、一般財源のうち辺地対策事業債の予定額7,760万円。施設名、林道、林業専用道天北線開設事業、事業主体名、中頓別町、区分の事業費1億2,200万円、財源内訳、特定財源6,222万円、一般財源5,978万円、一般財源のうち辺地対策事業債の予定額5,970万円。合計、事業費3億6,200万円、財源内訳、特定財源2億2,458万円、一般財源1億3,742万円、一般財源のうち辺地対策事業債の予定額1億3,730万円。

以上、説明とさせていただきます。よろしくご審議のほどをお願い申し上げます。

○議長（村山義明君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

細谷さん。

○5番（細谷久雄君） 総合整備計画の中に秋田原野線交付金工事があるのですけれども、去年から始まったのですけれども、設計の段階で私は建設課に言いたいのですけれども、去年は工事は8月過ぎだと思えます、やったのは。それで12月ごろまでかかって、現況を見ると舗装も設計の中に入っている。それで、あの時期に、12月ごろに路盤に雪が入って、舗装をかけるというのは大変厳しくて、私は設計の段階で路盤まで工事に入れて、次年度に舗装プラス路盤というのが一番いいことではないかと思うのですけれども、あの時期、12月に砂利を入れていって、雪がついた段階で設計の中に組み込まれているから舗装をかけなければならないというのは大変きついことなのです。であるならば、設計の段階で路盤までにしておいて、次年度の工事に舗装プラス路盤ということが、そういうことが設計でできないのか。現況を見たらすぐわかります、秋田線に入っていって舗装ががたがたとなっているのが。その辺をちょっとお伺いいたします。

○議長（村山義明君） 土屋建設課長。

○建設課長（土屋順一君） お答えします。

今年度に関しては、舗装と別で出すという考えは持っておりませんが、時期はもうちょっと早目に出すということは考えております。

○議長（村山義明君） 東海林さん。

○6番（東海林繁幸君） これは、町の工事だけでなく稚内建設管理部や北海道開発局の工事でも、素人の私たちから見て、おかしいと、そうやって言われているのです。何で一番大変な時期に舗装までしなければならないか。それは、かえって経費のかかること、除雪経費もかかるだろうし、かかることでしょう。計画を早く出すのなら早く出すのはいいけれども、今から早くといったってそんなわけにいかないだろうから、明許繰越も含めて、何が何でもその年にやってしまうというような考え方からもう少し脱皮できないのか。もう少し合理的にやるようにしないと、素人の私たちが見ておかしいと思うようなやり方を役所がやるというのはおかしいのです。町長、どうですか。

○議長（村山義明君） 小林町長。

○町長（小林生吉君） 原野線の昨年の状況は今細かいところが資料としてないので、何ともあれですけれども、公共事業に関しては適切な時期の発注、完了時期を見据えた形で対応していきたいというふうには思います。ただ、確かに雪の降る時期の工事とかということについてのご批判はありますけれども、これは一方で働く側の人たちの問題として通年とか、そういうことも含めた中で国にしても道にしてもやっている。もう一つは、実際に建設関係の仕事にかかわっている人たちの実際の状況とかも鑑みての発注というところもあるので、一概に全て不適切ということではないのかなというふうには思っています。ただ、町の発注する工事に関しての発注時期や工事の施工期間については最大限そういった問題のないように配慮しながら取り進めるようにしていきたいと思えます。

○議長（村山義明君） ほかに質疑ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、これより討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第49号を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第49号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定の件は原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

休憩 午後 3時27分

再開 午後 3時27分

○議長（村山義明君） 休憩前に戻り会議を続けます。

#### ◎延会の議決

○議長（村山義明君） お諮りします。

議案審議の途中ですが本日はこれにて延会し、残りの事件につきましては明日6月15午前9時30分から会議を再開して審査を行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） ご異議なしと認めます。

それでは、本日の会議はこれで終わりたいと思います。

よって、本日はこれにて延会し、明日6月15午前9時30分から会議を再開して、選挙第1号 選挙管理委員の選挙の件から審査を行います。

#### ◎延会の宣告

○議長（村山義明君） 本日はご苦労さまでした。

（午後 3時28分）

上記会議のてん末を記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

中頓別町議会議長

署名議員

署名議員